

Title	塚本定次：転換期の近江商人
Sub Title	
Author	西川, 俊作(Nishikawa, Shunsaku) 山根, 秋乃(Yamane, Akino)
Publisher	慶應義塾福澤研究センター
Publication year	1995
Jtitle	近代日本研究 Vol.12, (1995.) ,p.61- 159
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-19950000-0061

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

塚本定次——転換期の近江商人

西川俊作
山根秋乃

塚本定次は東京・日本橋の呉服卸商、（冨はのれん印）塚本の主であった（冨はのれん印）。一八二六（文政九）年、近江国神崎郡川並村（現在滋賀県五箇荘町川並）に生まれ、一九〇五（明治三八）年この村で数え八十歳の生涯を終えた近江商人（古称なら江州商人）である。

私たちがこの人あるを知ったのは、彼宛の福澤諭吉からの書翰と福澤の照影とを貼り合わせた巻子を残していたことを藤堂泰脩氏（塚本商事株式会社総務部）が公にされたからである——一九九四年三月九日付日本経済新聞。

福澤にこのような近江商人との交際があったことは従来まったく気付かれていなかったもので、私たちは大いに驚き、早速、『福澤諭吉全集』に当たってみると、（明治十二年）十一月十一日の日付をもつ「塚本定右衛門」宛

の一通(番号三二五)が収録されていた。ただし全集編者(富田正文・土橋俊一)は塚本定右衛門について「詳かでない」という注記を添えていた。

定右衛門は家名で、初代は定次の父定悦、定次はその嗣二代目定右衛門であることは、中央区日本橋本町一丁目所在の塚本々社へ駆けつけて藤堂氏の確認を受けた。その際、私たちが見たのは映りの良い影印版であったが、前記一通を含む六通および岩崎宛紹介状が福澤の筆になることは同行の佐志傳氏(福澤研究センター所員)も太鼓判を押すところであった。なお、他に飯田三治代筆の一通があり、さらに「塚本家々法」とその前文を加えれば、都合九点となるが、上記一通以外はいずれも全集未収録であった。

これらの原本は五個荘町川並の塚本旧宅(先年の改修後、聚心庵と呼ぶ)に収蔵されているとのことゆえ、四年六月、社員研修会のため同庵が開かれる機会に、私たちも石部祥子氏(西川研究室助手)ともども湖畔の地を訪い、当の卷子原本のほか福澤の揮毫と『貧富論』写本とその奥書きを実見した。また併せて勝海舟等諸家の書画をも見る事ができた。

このあと私たちは手分けして左記二つの報告を公にしたが、一知半解のそしりを免れがたいものに止まった。

〔1〕「近江商人と福澤諭吉」『三田評論』一九九四年八月九月号(西川稿)

〔2〕「聚心庵の福澤資料」『福沢手帖』八三号、一九九四年十二月(山根稿)

最大の原因は、福澤書翰を中心として、定次との関係または交遊を吟味することに限定したため、①塚本(商店)の前史(あるいは定次の前半生)につき知らず、②彼の海舟勝安芳などの交遊につき深く立ち入ることなく、さらに③『住友家法』に関し無知であったところにある。その結果、定次が福澤に深く私淑したのはなぜか、それにもかかわらず定次が福澤と杉浦重剛に家法、家憲をあたかも競作させたかのように見えるのは大きな疑

問のままに残した。これは、『住友家法』における「家法」と家憲の分離に気付かなかったというに等しい。それゆえ、勝の認めた（家憲）前文の位置づけもはっきりと呑み込めなかったのである。

本稿においては塚本家古記録（『志のぶ草』等）、『住友家法』、三通りの『勝海舟全集』、ならびに福澤『全集』、『選集』、慶大記録などを博搜して新たな知見を加え、これらのポイントにつき吟味したい。ついては、以下、ほぼ時の流れに従って、左のような順序・構成で叙述と議論を進める。

一 紅屋三翁——塚本前史

二 定次の福澤・勝との交遊

三 塚本家々法と家憲

四 晩年の定次と塚本家訓

詰まるところこの小論は、幕末から明治末まで八十年間の移行期を生きた一人の近江商人の、経営者精神のたゆたいを、福澤・勝との交遊を通じて明らかにしようとするものである。

一 紅屋三翁——塚本前史

一・一 甲府創業と京都開店

『紅屋三翁』とは定次の甥源三郎が綴った創業者定悦（しやうえつ）、その子定次、その弟正之（まさゆき）三人の賛仰録であって、和紙活版刷、雅趣に富む和本仕立の私家本で、定次・正之の妹二人ゆき、さと（源三郎母）の一生を記した『紅屋二媼』とともに帙に収められ、「紅屋翁媼」という題簽を付されている（一九三五、昭和十年刊）。

それによると、「紅屋」は定悦（これは法名、俗名は久藏、のち定右衛門）が一八一二（文化九）年に甲府柳町で始めた紅ほかの小間物商の屋号である。（また商号を引と定めた。）このとき彼は数え二四歳の若年であった。多くの近江商人がそうであったように初め行商で、毎年「甲府下り」して、宿（堺屋与治兵衛）を本拠とし、甲州一円に京大阪から「持ち下」った商品を商った。四年後、古土蔵を買い取り堺屋裏の借地に移築し、商品倉庫にしたという。

のちに別家・大番頭となる西知（これも法名、俗名佐助、このとき二十歳）が入店したのは一八二五（文政八）年であり、実に十年余の間、定悦は一人で、この持ち下り商いに精を出したのである。その甲斐あって、紅屋は順調に伸びたらしく、西知雇い入れの前々年に定悦（数え三五歳）は、両親の墓を京都東山に建立し、妻まさ（二三歳、法名は妙聚）を娶った。一八二六（文政九）年、つまり西知入店の翌年、川並村内に居宅を建て、この年十二月二日に長男定次を得た。彼の幼名は与吉である。二男正之が生まれたのは一八三二（天保三）年五月一日、その幼名は嘉七である。

嘉七誕生の翌年、定悦は「一心定まる」という意味あいから、定右衛門と名乗り、八カ条から成る「家内之定」を設けた。彼は三男であったから、この改名は新家、もしくは「新」本家を立てるといふ決意のほどを表わしていたものと見て良い。本家あるいは母家浅右衛門（のちの市右衛門）は兄源六（法名教諦）が相続していたものの、「水呑百性よりは少（し）宜しき農家にて布洗ひを業として居」たとは、『志のぶ草』上の冒頭に定悦の言として記されているところである。また「私も男子を得て『氣ほい』『氣おひカ、それとも勢ほひカ』ましていよいよ商ひを励みましたが耕作の辛勞を思ふと田地を買得し内作りを始めました」という回想談もある。したがって屋敷も田畑も本家からの分与はなく、彼自ら稼得したものであり、さらに次男を得た翌年いっそう奮奮し

定右衛門に改名したと考えても的はずれではないようだ。

実際、この翌年（一八三四、天保五年）には西知に命じて武州への販路拡張を果たしており、またその五年後には京都六角富小路に開店し、井紅屋久三郎と称した。「井」は「豪商小野氏の商号」井筒屋から取り、また「久」は「江州の紳商松居久左衛門」に因んだものという。このとき定悦は齡い五十を超えて、ようやく旅商人から店持ち（ただし仕入店）になったとはいえ、なお小前こまへであったから、致富への熱い思いがこの屋号に籠められていたと見てよい。

定次はこのとき数え十四歳、寺子屋は済ませていたと思われるが、いとこの浅吉（市右衛門の息子、源吉）と二人して京都店へ丁稚奉公に派遣された。彼らの指南役は西知であった。「ある歳晩」と源三郎は書いているが（たぶん、その年の暮に）、西知は

おふたりのおかげで荷物出しはらい安楽に越す年の暮かな

と詠み、定次は次のような答歌を返したという。

商ひの道ふみ習ふうれしさに何寒からぬ年の暮かな

一・二 相武州・荒物方

今日、京都開店と聞けば、ひとは誰しも京呉服を思い浮かべる。事実、定悦は開店前には京都へ仕入れに通っていたと述べているから、小間物から呉服に重点を移していたことは明らかだが、『志のぶ草』中によると、相

武州への持ち下り品には「荒物」、すなわち近江表、丹波産、伊勢笠、紀州の膳椀、堺の摺鉢、伊豫砥石等々の「諸国物産」も加えられていた。それらの「御注文を請〔け〕て荷物は相州浦賀揚にし、石井（問屋）にて荷捌」きしてもらったものだという。

『三翁』年譜によると、一八四〇（天保十二）年に荒物方を設け、一八四四（弘化元）年には住吉丸を取得したとある。呉服方が「分立」したのは一八四六（弘化三）年であったから、この頃、商いの中心は小間物から荒物にシフトしたのではないかとさえ思われる。憶測はさておき、荒物方は弥助、呉服方は茂助の受持とし、「私〔西知〕ハ京大阪の仕入かたに廻りて春秋毎度ハ必ず関東へ行きました」と述べている（『志のぶ草』中）。定次は入店後二年目に「初下り」をしている。正之の入店はいつか確認できないが、兄より一歳若い十五歳のとき（呉服方分立の年、一八四六）に「初下り」している。彼らは甲州のみならず相州、武州へも足を伸ばし、小間物、呉服、荒物商いの実務を見習ったのであろう。

定悦は京都開店の前年、西知（二三歳）に川並村内の家を買い与え、佐兵衛と名乗らせた。だが、このあととも西知は大番頭として京都店、大阪と甲府、武州、相州の間を東奔西走、羽の商いを取り仕切っていたことは前段に述べたとおりで、別家後に、彼が別店を構えた形跡はない。しかし、正之の『後悔録』には「住吉丸買入代三百七十兩／後日同人〔西〕への手持になる」という記載がある。⁴ 西もしくは固は明らかに西知の屋号であり、住吉丸は彼への「のれん分け」であったともみなせるのではあるまいか。『三翁』本文では「弘化元年に、〔定悦が〕住吉丸を買ひ入れられた。これは西知が、荒物方の運輸の便宜を考慮せられた結果であつた」と述べており、卷末年譜には手短かに「西知、住吉丸を買得す」とだけ記入してある。西知の進言で同船を買うこととしてその購入資金はむろん定悦が出資し、のちこれを西知に与えて固の手持ちにした（利益分配）という推測が成り立つ。⁵

この傍証として『志のぶ草』中および下における西知の記述、また定次の評言を挙げることができる。西知によれば、武州への進出は主人定悦の「仰」せによったとあるが、しかし西知は組紐などの「手本」を携えて甲府からまず相模国に入り、小田原、藤沢、厚木を回り、武蔵国に至ったとある。しかし八王子では、途中で見本として買った無地縮緬、花色絹など数反を地元の有力商人谷合弥七に半値で売り払った由で、おそらくこれは小間物・織物取引きに見切りをつけたことを意味するのではないか。代わって彼は持船による西国物産販売にビジネス・チャンスを見出したものらしい。

定次も現に『志のぶ草』下にこう書いている——「此人は相武地方商ひ創業の功あり忘るべからず」と。西知の着眼は的確であって、住吉丸のほかに、あるいは同船に代えてか(7)、万生丸、金福丸の二艘を持つに至った。ただし、この二艘を取得したのはいつか、その大きさ、価格、また船主(羽か田か)など一切不明であって、ただこの両船「遭難」の記録があるのみである。すなわち、一八五三(嘉永六)年に万生丸、翌年に金福丸が相次いで遭難した事実が『三翁』年譜に記されているに止まり、『志のぶ草』諸本には言及がない。

わずかに「嘉七〔正之〕言行録」に定次がごく短い口述を残しているのみである。右の両船喪失によって、「本資を余程減」じたから「父翁〔定悦〕案じたれども、嘉七落胆せず、一時の災難にて損したりとて、気を落すに足らずと思(8)いたり」と。

正之は万生丸の遭難に先立つこと二年、彼二十歳の年から「甲州支配を引受けて手代兵助と心をあわせ、一入働」き、前の手代栄助の「不らち」の跡始末をつけたという。それから一年置いて万生丸、続いて翌年金福丸が遭難したのであるから、隠居定悦(六五、六歳)が気に病んだのも当然であり、総領の定次もまた先行き不安の思い一杯であったであろう。「一時の災難にて損したりとて、気を落すに足らず」とは、氣丈夫な弟正之が言っ

たものか、あるいは兄自らが内心で思ったことか、定かではないけれど、とにかくそう考えて、事態を切り抜ける努力をするほかはなかったのである。

加えて、この年大黒柱の西知が病に倒れ、ために「手代衆の取締なき内へ〔相武州方の手代たち五名が〕藤沢、小田原等の遊所において浪費」するという不行跡も起きて、羽の営業は危機を迎えていた。定次は「此の中にも軽重あれば一兩人の軽きは帰参可能と願ひたれども父翁聴入れなし。古木を切りて新芽を立てよ」との敝命であった。

そこで止むなく兄弟は、左の通り新規入店者（*印）三人を加え、応急の態勢を整えたという。

呉服方は兄廿九才^才 直二郎^直* 勘助

甲州方は兵助廿六才 忠二郎^忠*

武^相荒〔物方は〕嘉七廿二才^三 佐七

しかしながら、若い兄弟は「有品帳」の類別化とか、「宿元の心付、得意先の年玉等も極りを付け」るなどの内部改革を行なった由である。

後者は綱紀の乱れを正すものであり、前者は記帳の合理化を図ったものといえる。左に掲げるのは「有品帳」の類別である。

一番小間物、二番糸物、三番太物（呉服）、四番紙、五番金物、六番荒物、七番絵具

これは一八五四年までの間の取り扱い品目のリストにほかならない。荒物方の取り扱い品は四〜七番である。万生、金福の両船を失なった以上、そして後継船を購入したという記録はないから、荒物雑貨の在庫を処分したの

ちにも荒物方の営業が旧のように続いたとは思われない。それは終息に向ったと見るのが自然である。

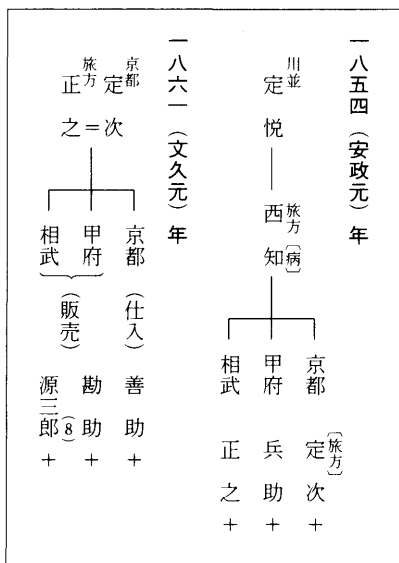
一八五三、五四年は改めていうまでもないことだが、ペリー艦隊の初来航・再来航の年である。万生丸、金福丸の遭難は台風によるもので、ペリー艦隊とはなんの因果関係もない出来事であり、偶然の一致にすぎないけれど、しかし、羽荒物方の荷下ろし港は浦賀であったから、時のみか所まで開国と一致していたのは奇というべきであろう。

一・三 塚本兄弟商会

羽の経営変革はまた開港（一八五九、安政六年）とも偶然の一致を見せていると言って良い。定悦が開港の翌年秋（陰暦八月二五日）に亡くなったからである。正之は八月初め、毎年定例の秋の関東回りの旅に立出しており、父の死目には会えなかった。知らせを受けて彼が帰国したのは「九月六日午前」であったという（『後悔録』。死後の仏事のあと、定次、正之は京都に戻って商いを続け、年の暮には恒例のように里帰りをしたもの、明けて万延二年（二月十九日より文久二年、一八六一）の春——所は川並か京店か不明だが——弟は兄に対し次のように言ったという（『嘉七言行録』）。

今年春迄は兄も下向あれども、以後は京仕入方に尽力あるべし。拙者関東を総理せんと請求せり。

ここで末尾の「請求せり」は定次の表現であり、正之の言ではない。弟の提案のなかに、兄の耳に強く響くポイントがあったから、「請求」という強い表現が兄の口から出たものにちがいない。それは、定次折々の関東下向を止めよ、という点であったらしい。なぜなら、京都の仕入店は定次、相武甲での販売は正之という分業はす



（+印は外に一、二名の手代がいたことを示す）

図1 羽の店舗と業務担当

でに一八五四年に始められ、一八六一年まで続いている。ことさらに言い立てるまでもない点である。

相違は、この七年間、隠居定悦の名代として、また病臥中の西知に代わって折節に定次も見回りのため関東へ下向していたのを止めにするべきだという点しかない。

これが革新的なポイントであることは、上の組織図（図1）を見れば了解しやすい。一八五四年には定悦・西知ともに存命で、ともに川並村にあった。近江商人論の用語法に従えば「本店」は定右衛門宅（今日の聚心庵）であった。「定悦」の右肩に「川並」と記したのは、このことを表わしている。「西知」右肩の「旅

方」は、もし彼が病に倒れなければ、大番頭として京都も甲相武も甲相武も掌握・監督していたことを示している。しかし、五四年に彼は病臥し、関東への旅役は正之が代わって務めてきた。したがって、定次の関東下向は必要ないという、冗費節約論を正之が論じ立てたのではない。

彼の言うところ、また定次も容れたところの組織改革は図1左側を見れば、川並村の本店が消えており、京都が本店となったことである。店主の郷里宅を本店とするのが近江商人の伝統商法であるとすれば、塚本兄弟は一つの革新を行なったわけである。さらに、彼らの行なったもう一つの革新は、分家もしくは分店を避け、図に見るとおり、共同経営を志向・実現したことである。塚本は定次・正之の兄弟商会になった、と言っても良い。正

之の「拙者関東を総理せん」という言葉は読みよふによつては分家・分店の「請求」を含んでいたと取れなくもないが、『後悔録』年誌を見れば、一八六二年後も毎年春秋、各二カ月ずつの東下りの旅に出ており、それ以前の西知代役時代（一八五四〜六一年）と変わるころはなかつたのである。⁽⁹⁾

だが、旅の途中や相武甲の一带で正之の耳自に触れる商況は確実に変化しつつあった。一八六〇年春の関東下向は『後悔録』年誌によると二月〜四月であったが、その間に閏三月があったので、彼はそれを利して「上州奥州北国〔を〕廻」っている。帰国した彼は病父を見舞い、これらの各地につき「色々物語し」て父の鬱を散じたと定次は「嘉七言行録」に書いている。定悦も十九歳のみぎり奥州探査の旅に出たことがあったから、曾遊の地の現状報告はいかにもその心を慰めるものであったろう。しかし、これらの諸国は開港後の生糸輸出で活況を呈し始めていたときである。正之の東北行はその模様を眺め、羽の商圈を東北にまで拡げることが目的としていたのではあるまいか。

また、一八六一年の晩春（陰曆三月）には「呉良服取引」をしたこと、さらに一八六六（慶応二）年には「金巾取引登せ方」を始めたことが、彼の年誌に記されている。「ごろふく」（さらに縮めれば「ころ」と「かなきん」は舶来の毛織、木綿である。⁽¹⁰⁾ むろん、これらは開港の必然的結果で、羽もこれら輸入生地類の国内流通に与しはじめたのである。「ころ」に関する記録は、正之のいう「関東総理」が持ち下り品の売り捌きのみならず、チャンスとあれば、自己判断で「仕入」をする権限を含んでいたことを示している。ただし金巾の記録ではこれを上方に「登せ」ただけであるので、これらの舶来布の「販売」は定次に委ねられたのかもしれない。もっとも、正之も関東行き春秋通算で四、五カ月にすぎず、残る七、八カ月は京都店に詰めていたのだから、登せ品を自ら販売することも可能であったし、また自ら開拓した奥州の得意先へ送る呉服太物等の「仕入」れをしたかもしれない。

ない。それゆえ、定次仕入、正之販売というのは一応の分担に過ぎず、正之の提案は京店の本店化と、羽の共同経営に眼目があったと見なくてはならないのである。

定次は「嘉七言行録」と『志のぶ草』とに禁門の変（一八六四、元治元年夏）による大火で京都店が焼けた際の顛末を書き残している。それによると、当日、店には定次、正之のほか九人の手代・丁稚が居合せたという。これはおそらく塚本兄弟商会の家業従事者全員であったようだ。正之は春と秋の旅役の合間ゆえ在京中で、彼に従う相州武州方の手代たちも九人のなかに含まれていたように思われる。このことは、火災後二十日ほどで正之が東下したとき、半数強が一緒に付き従ったことから明らかである。

幸いなことに、商品を預けた貸倉は焼失を免れたので、兄弟二人手分けして関東、そして奥州の得意先へ急の書状を認め、商機を逸してはならじと関東組は東下し、残った定次は飯店（宿）で営業を始めたのである。京都の両替商も九月の初めには交換業務を再開した。また、羽店舗の再建も四カ月後（十一月）には完了した。むしろ材木も大工も払底で、定次は大阪まで足を運んで材木を買いつけ、大工督励には手代の勘助をして当たらせたい。こうして、店主二人を含めても一ダースに満たない家従は、小回りよく東西に分かれて、精一杯活発に商いをしていたのである。

一・四 東京への進出

羽は明治五年四月に、東京日本橋伊勢町（現在本町一丁目、現ツカモト本社隣接地）に店を出した。⁽¹²⁾「嘉七言行録」によると、これは正之が「兄にすすめ同意を得」たものである。次に掲げるのは開店時の業務分担表である（『志のぶ草』下、下段の年齢とふりがな―引用者）。

	奥帳場	為換懸り <small>かわせかか</small>	糸右衛門	四十一
	同	奥州糸	源三郎	三十六
	紙		佐兵衛	廿八
	為登物		勘助	三十六
	呉服		善助	三十四
	同		惣助	三十一
	金巾		正助	廿八

この一覧は東京進出の理由が奈辺にあったかを示している。それは奥州糸であったと見てよい。『後悔録』年誌によれば、明治四年、正之は例年より一と月余遅れの三月十日に東下し、九月十八日に帰国している。これは途中「種紙〔蚕卵紙〕一条にて東京に久敷く滞留八十六ケ日」に及んだためであるという説明書きがある。三カ月を費やすのも致し方ないほどに大きい取引で、なにかのトラブルでもあったものか。長い滞在に彼も閉口したらしく、「殊の外大暑六月廿二日は百度と成る」というコメントを書き添えている。

それはともあれ、居留地貿易とはいえ輸出がらみの生糸・蚕卵紙取引に参入するには、春秋各二カ月の下り旅では不可能だという判断がついて、帰国・出京した正之は定次に東京開店を「すすめ」たのではないか。その同意を得て十一月四日には再び東下し、そのまま東京で越年、五年二月十七日に帰国している。この間に呉服や金巾の商いをするかたわら、⁽¹³⁾「伊勢町小店を買得」、あるいは手金を打って戻ったといった筋立てが考えられる。四月八日には「舎見分あやみ五人大坂行〔き〕」神戸より乗舟東京〔へ〕行」と正之は書き留めている。「舎見分」の文

意は不明であるが、「舎弟」源三郎（初代）ほか五人と読んでよければ、前記のメンバーが打ち連れて汽船で東京へ「急行」したとわかる。表の下端に記された彼らの年齢を見れば、手だれの手代たちが揃って東上した格好で、京都店の定次のもとには、若輩の数名が残っていたにすぎなかったと思われる。

最後に、正之担当の為換業務も「新」業務であった。これにつき「嘉七言行録」に定次はこう書いている。

東京出店前后、為換多く取組みたり。扱（いしは）三都の為換金。渡し方には、先方の便利よき金子と、惜しげなしに出すこと、衆右衛門の工夫に出ず。／夫故関東市物関京衆も、山城宇治辺の茶商も大いに悦べり。

近江商人の為替業者（呉服等も扱ったが）としては略称丁吟（丁字屋〔小林〕吟右衛門）が有名である。⁽¹⁴⁾ 為替業務は、はっきりした計数的根拠なしに言ってしまうと、「多く」なったとしても、丁吟にくらべれば極めて小規模であったにちがいない。（なお、先の話になるが、為替方は一八八五年前後に廃業したと『三翁』（十九丁オモテ）にある。銀行組織の整備によって必要がなくなったものであろう。）

二 定次の福澤・勝との交遊

二・一 福澤との出会い

定次は福澤からの来翰と撮影写真を貼り合わせた卷子「雪池福澤諭吉先生書翰」一卷を残した。⁽¹⁾ 次はその前書きである。

福澤先生通称諭吉君は豊前国中津奥平藩士にて父は百助、母は橋本氏。

天保五年十二月に先生誕生あり。成長して長崎に遊学し、大坂に修業して、後ち江戸に行き、始めて亜米利加に渡り、歐羅巴各国にゆき江戸に移りて西洋事情を著述せり。尚文久年中定次拜読して益あり。其後明治十年初めて謁す。此時先生四十四才定次五十二。

これによれば、定次が初めて福澤と面会したのは東京出店から五年後の明治十年である。出合いは偶たまのことであったのだろうか。明らかにそうではない。『西洋事情』（おそらくは初編〔一八六六〕）を通じて、彼は著者福澤諭吉の名を知っていたのである。ただし、この初めての「出合い」が文久年間（一八六一―六三）⁽²⁾であったというのは、定次の記憶ちがいである。『三翁』年譜では、明治元年にそれを読んだとしている。これはおそらく著者（二代源三郎）の聞き書きであろう。その脇に彼は小さく「大政奉還」と記入している。戊辰動乱の最中にわが伯父はこの書を読んだのか、という感懐を源三郎はこの二行の行間に託していたのかもしれない。明治元年の定次に関し、『西洋事情』と「大政奉還」という二項以外になにも記されていないのである。

『西洋事情』との出会い

前稿〔1〕において、定次が『西洋事情』初編を読んだのは、その出版年から推して「慶応三年から明治二年あたりまで」の間であつたらうと推測した。明治元年はその中間年であり、この推測は当たらずとはいえ遠からずであつたことになる。だが、時期はともあれ、一商人までもこの本を読んだことはこの本が「十五万部」ものベスト・セラーになったことを裏付けるものとしても、近江商人塚本定次はなぜ、またどんな必要があつてこの

本を読んだのか、初め私たちは考えあぐねた。言いかえるなら、定次がそれを読んで「益あり」とは、どのような「益」であったのか、見当がつかなかったのである。

ところで、私たちがこの前書を見てから一と月ほどのちの四月二十日、岩波新書三三三で佐藤誠朗『幕末維新の民衆世界』（一九九四）が発刊された。その終わり近くに、近江商人小杉元蔵が取引先の堀越文右衛門の大伝馬町店に明治元年十一月三日午前中に来訪、福澤からじかに『西洋事情』の話を聞き、昼後には文右衛門の次男茂三郎から『西洋事情』を借りて巻之一冒頭の「政治」の項（四通りの政体）をその日記「見聞日乗」に抜き書きしていたことが記されていた（二二二ページ）。

元蔵は神崎郡位田村（現在は五個荘町竜田）の小杉甚右衛門の手代で、のちその養子となるが、この時、彼は官軍東征のあとを追うようにして東下し、さらに足を伸ばしてなお戦乱の続く東北に至って、金巾を売り生糸を買いつけるなどして東京（七月十七日改）へ戻ってきたところであった。

茂三郎はのちに堀越角次郎を継ぎ、二代目角次郎となる。養父（初代）角次郎は上州の人（本名田島安平）、前半生を不遇無頼の裡に過し、江戸に出て公事師、古着行商に従事していたが、三八歳のとき（一八四三、天保十四年）江戸橋上で旧知の堀越文右衛門（茂三郎の父）と邂逅、その援助を受けて堀越角次郎と名乗り、通旅籠町に呉服太物商を開業。安政開港後は横浜に支店を開き、「ころ」、モスリンなど洋反物の国内売り捌きを行ない、これに対する攘夷浪人の脅しにも屈しなかった豪胆の商人であったという。福澤には、かつて適塾に学んだことのある変わり者の御家人中山信安を通じて面識を得、福澤もまた角次郎の気質を愛でて、交際を続けたとい⁽⁴⁾う。

明治元年十一月三日、芝新銭座の慶應義塾から日本橋大伝馬町の㊦（文左衛門の「のれん」印）まで諭吉（三

五歳)が足を運んだ用向きのほどは明らかではない。ひとつの推測は情報収集である。⁽⁵⁾ 福澤はすでに六月幕府に退身願を出し、新政府からの上洛命令にも病気を口実に辞退している。奥州の地における戦いはもとより、国内政経の情報を得るには日本橋に優るところはない。現に文右衛門の店には奥州帰りの元蔵(三一歳)が居合わせていた。ただし、彼は根っからの本好きで、主(のち養父)の甚右衛門に蔵書を差し抑えられてしまったほどだから、もっぱら「福澤諭吉様」の口から出る新知識にうっとり聞き惚れていた模様である。福澤と情報・知識を交換したのは茂三郎(三十歳)であったのかもしれない。

右は堀越父子が定次を明治十年に福澤に紹介したということを裏付ける。事実、次節で見ると、茂三郎あるいは二代角次郎は明治十二年(?)に上京してきた塚本三家の跡継ぎたちを福澤邸へ連れて行っている。という「当たり」はついたものの、明治五年の東京進出以前の塚本前史につき私たちはなにも知らなかったから、前稿(1)では、開港後、定次は甲府店を足掛かりに甲斐絹かゝいぬいの取引に参入し、その関係で『西洋事情』を江戸で購い求めたものと推察したのであるが、それが見当ちがいであったことは前章の叙述から明白である。一八六〇年代を通じて定次は旅商いに出ることなく、京都店を経営していた。呉服太物の持ち下りから舶来織物の登せへ、奥州糸・為換取引、さらに東京開店はすべて「関東総理」の正之の担当するところであった。関東における年々の商況は正之によって伝えられたであろう。定次は京都にあって政経の趨勢観察と大局判断をなすべき役割であった。その上、ペリーの来航までは小なりとはいえ船を持ち、浦賀を荷上げ港として相武・荒物方を営んでいたものであるから、海外交易や相手国につき知る必要を彼は感じたことであろう。『西洋事情』初編を京で購い読んだものと覚しい。父定悦は、

幼少の頃ロクに手習をせず、成長の後誤字を書きで一代不自由をいたしましたから、悴には少し読み書きをさせたく思ひますが、床懸とどがけの軸や屏風襖の書をスラ／＼とよむ程迄とは望まぬ。学才があまりありて実業にうとけれバ失敗します。利発にして破産する人も世間には多くあります。(『志のぶ草』上)

という実学主義で、定次・正之を寺子屋に学ばせはしたが、それ以上の学問をさせなかった。しかしながら、定次十八歳、脚気で長患いの折には「益軒『養生訓』を読まし」めたという(①『志の布ぐさ』)。また、西知は『町人考見録』を筆写して主人定悦に供し、自らは「相法脩身録」と『陰騭録』を求め読んでいる(『志のぶ草』中)。なおこの両書は和漢の実学・修身学にはかならない。定次も晩年、近江商人の考見録というべき『名家の衰亡』を著わす筆力を持っていた(第一章註6参照)、『西洋事情』初編を読む力は十分に備えていたと見てよい。元蔵の筆写した「政治」の項に続いて、収税法、国債、紙幣、商人会社といった財政・経済がらみの諸制度の解説がある。それらが定次の受けた「益」であったか、それとも巻之二、三の米蘭英の史記、国力に関する知識であったか、いま、それを知る術はない。

明治五十年の塚本定次

定次は東京店開店の翌月(明治五年五月)に、やはり汽船で上京し、営業の模様を見ている。ところが、八月県庁から国許の戸長を命じる旨の通知があったらしい。『後悔録』年誌にそのことを記しているが、日時の記載が前後重複し、正之も一緒に帰国したように思われる節もある。戸長の公務のため定次が川並村に常住しなければならぬとしたら、兄弟の分業体制が崩れてしまうわけだから、定次のみならず正之も急拠帰国することは十分

に考えられるところだが、八月四日帰郷し、「本家戸長受」、八月五日「神戸よりゴールデン」号にて正之は東京へ引き返したというのは、「本家戸長代理〔に〕金兵衛殿」を頼んで片肺飛行のおそれがなくなったからとはいえず、正之の行動は少しく迅速にすぎないようにも思われる。

明けて明治六年、定次は神崎郡第五区々長に任じられたという（『三翁』年譜）。これが何月のことであったかわからない。かりに年度なかばであったとして、代理人をたてることは不可能であったとすると、この年二月十七日帰国した正之が九月初めまで東京へ旅立っていないのは、（『後悔録』年誌）、京都店で持ち下り品の仕入れに当たったためかと見られる。

区長の任期は一年であったものか、明治七年における正之の東西移動は東京開店前とおなじく、春秋二回となり、この年の暮を京都店で迎えている。そして明治八年、春の東下りのあと、「脚気を病」み「東京店引退」、同時に正之が戸長に任命されている。『後悔録』年誌を参照すると、明治九年四月から丸一年は国許にあって、「学校棟上」、一週間にわたる「大試験」に立ち会い、またその最終日（九年七月一日）には「権令籠手田〔安定〕君」が来村している。（明治十年四月、正之退役の前日に権令もふたたび来村し、同夜は正之宅に宿泊、翌日の「伝授式」に臨んでいる。）

この間定次はどうしていたか。『三翁』年譜によると明治九年、嗣子定次郎を伴って甲府へ行き、祖父定悦創業の地の得意回りをしている。弟に代わって東京店へ上る往路か、あるいは帰路のことであろう。そのいづれにせよ、明治十年の春あたり（西南戦争の最中か）東京店での営業の合間に、彼は堀越角次郎父子を介して福澤に「謁す」ることになったのである。『西洋事情』初編に接してから十年のちであった。

二・二 定次宛諭吉書翰

表1は卷子本「雪池福澤諭吉先生書翰」に貼り合わされている書翰と写真等をその配列に従って一覧表にまとめたものである。これによって概観すると、下半の四通、すなわち書翰Ⅴ～Ⅷの発信年は文中に明記されており、年を追って貼り込まれているのに対し、上半の四通、書翰Ⅰ～Ⅳの発信年は文末に記入されていない、ということに気付く。とはいえ、これは偶然の結果かも知れず、このコントラストになにか特別の意義があるとは思われないが、少なくとも文通の始めの年代の見当をつける必要はあるであろう。

書翰ⅠとⅡのあいだ

表1では書翰Ⅱを「明治二十一年」のものと認定している。その理由は、福澤の二子、長男一太郎、次男捨次郎がアメリカ留学、その後のヨーロッパ巡遊から帰国したのがこの年十一月四日であったが、それにつき定次が祝意を表し、福澤はこの書をもって礼を述べているからである。

さて、問題は書翰Ⅰである。これは『福澤諭吉全集』第十七卷（書翰集1）に「明治十二年」のものとして収録されている、当の書翰である。ところが、卷子本に貼り込まれていた原本には、次に見るとおり「十二年」とは記入されていない。

内容は「御一門の壮年」三人、すなわち、定次の嗣子定次郎が上京（定次の言い付けに従って）、友次郎、源三郎ともども「堀越氏」に案内されて福澤に面会しに来たものの、初対面ゆえ格別の話もなかったが、福澤の見たところ定次郎は身体屈強とは言いがたいので柔剣道馬術などで体を鍛えては如何というものである。

『全集』所収分（書翰二二五）には、年次のほか、文字・かなの添加（○）、逆にかなの脱落（□）ならびに文

表1 「雪池福澤諭吉先生書翰」一覽

	宛名	明治 年月日	備考
前書き			塚本定次筆
貼り紙			「文久二年/福澤諭吉」の署名(?)
写真A			明治九年、福澤41歳の時のもの
書翰I	塚本定右衛門宛	年未詳11月11日	塚本定次郎に身体鍛練をすすめる。
書翰II	塚本宛	(21年)12月19日	福澤子息福国祝状への返礼書
書翰III	塚本定次宛	年未詳8月7日	「尊嚴」略伝稿の添削
書翰IV	岩崎宛	年未詳9月26日	(弥之助への)定次紹介状
書翰V	塚本宛	25年 12月9日	写真の礼状・送り状
写真B台紙			「明治二五年十二月福澤諭吉」の署名入
写真B			福澤諭吉五十歳代のもの
書翰VI	塚本老台宛	26年 11月27日	谷合氏家政書案への意見
塚本家家法		28年 11月20日	(第3章参照)
書翰VII	塚本定次宛	30年 9月9日	「福翁百話」送り状
書翰VIII	塚本老台宛	33年 12月11日	定次褒賞への祝詞、飯田三治代筆
写真C台紙			「明治三年一二月福澤諭吉」の署名入
写真C			福澤諭吉六十歳代のもの
後書き			塚本定次筆

※書翰II～VIIIおよび後書きは本章末に掲げる。

十月十一日貴翰被下又同月

廿六日之御紙面も相達し

致拜見致候時下秋冷之節

益御安康奉拝賀候陳者

此度ハ御一門之壯年

御出京ニ付而は御逢ひ可申旨

委細拝承兩三日前ニ

定次郎君も御着京のよし

ニ而昨日堀越氏案内

源三郎君

友次郎君御同道拙宅御來訪

相成候始而之御面会為差

御話も無之何れニも今後ハ

御懇意相成度々御目ニ掛り度

事と申 し候定次郎君

之御様子相伺候処誠ニ

温順之美性行末御頼母しき

御事ニ御座候但 し

身体ハ餘り屈強ト難申上

此義誠ニ大切之事ニ存候

何程之才智を抱き何程

之財産を有するも身体

なくしてハ百事

水之泡なり何卒御養生

被成度其養生と申も い葉杯

用ひて何之役ニも立不申

何れニも荒仕事ニ限り候義

御身分ニ而者農業も不似合

ならん柔術劍術騎馬

杯可然哉ニ存 し候既ニ當塾ニも

武藝之道場有之少年ハ

毎日の運動ニ而筋骨逞しく

相成健康之為のミならず非常

之節 強盜押込等之恐レも

無之甚愉快之ものニ御座候

尚今後度々御目ニ掛り

様々之御話可致存し候右ハ

兩度之御手紙拝見貴答

旁申上度早々如此御座候

頓首

十一月十一日 福澤諭吉

塚本定右衛門様

末近くの文言「強盗押込等之」が削除されている。かな遣いは書写の際の誤りとしても、六文字の脱落はそういう体のものとは考えられない。「明治十二年」の添加とともに、不審な点である。

福澤書翰集の始めは『続福澤全集』第六卷（岩波書店、一九三三）であって、その前年刊行の『福澤諭吉伝』（全四卷、岩波書店）を編纂するに当たって、主任の石河幹明が書翰を重視し、その保存者から貸与、披見を許された書翰を一本にまとめたものに外ならない。私たち当面の書翰Ⅰもこのなかに含まれており、現『福澤諭吉全集』（全三二卷＋別巻、岩波書店）は『続全集』所掲分をそっくり引き継いでいるので、読み誤りや添加、削除は提供者か編集者によってなされたものであろう。

ところが、定次が卷子本をこしらえたのは福澤の没後（明治三四年）ほどなく、遅くとも三十七年までの間であらう。というのも、明治三八年には定次自身が身罷っているからである。してみると、大正末から昭和五年あたり、この一通、ただそのみが伝記編纂室に寄せられたこと、逆に言えば、他の七通と塚本家々法が取り残されてしまったのは、謎というほかはないのである。こういう次第であるから、発信年の考証は不可能なのかもしれないが、もし明治十二年が正しいとすると、書翰Ⅱとの間に九年もの空白が生じてしまうから、これもまた疑問になる。書翰Ⅱの文面に登場する人物の名乗り・年齢などから考えてみよう。

まず第一に、宛名は塚本定右衛門になっている。定次が隠居名であることはすでに述べた。彼の隠居は明治十八年である（『三翁』年譜）。書翰Ⅲ、Ⅳの発信年も未詳だが、前者の宛名は「塚本定次」となっており、また後者の文中では「此翁ハ塚本定次ト申（す）」江州の豪商塚本定右衛門（紅定）の隠居と紹介している。さらに以後の書翰の宛名は「定次」か「老台」になっている。したがって書翰Ⅰは明治十八年以前のものであることは確からしい。

第二に、帰謬法によるものとして、かりに明治十二年を正しいと仮定した場合、定次郎ほかの「一門之壯年」三人、ならびに「堀越氏」の年齢で矛盾が生じないか、吟味してみよう。結果は左のとおり。

定次郎——定次の嗣子、十九歳

友次郎——市右衛門の嗣子、二二歳⁽⁷⁾

源三郎——さとの夫、四三歳。

源三郎は正之とともに東京店の「奥帳場」に座わっており、正之が戸長になってからは東京店の営業主任ないし支配人であった。すでに東京在勤六年半に及んでいたが、福澤に接したこともなく、本家跡取りの付添いで同行したものらしい。分家正之の嗣子清三郎は十三歳の若年であったため、ここに顔を見せていない⁽⁸⁾。

紹介役の堀越氏は一、二世いづれの角次郎であっても良いが、一世は七四歳（隠居名は安平）、二世（茂右衛門）四一歳であったから、二世角次郎がはまり役といったところであろう。なお、定次は県会議員に選出されたところであったので国許か京都店に居たらしく、したがって堀越角次郎（二代目）に紹介役を頼んだのであろう。

こうして見ると、明治十二年であったとしても著しく不都合ということにはならない。逆に十三年以降のものとみなすと、年齢が上がることはむろんだが、いくつか不都合が生じる。五年あととみなすと、定次の隠居で定次郎は二世定右衛門となっているのだから、不都合である。また、十三年には正之が冤罪にもかかわらず、彦根裁判所で体刑判決を受けるといふ（塚本家にとっては）不名誉な事件が出来し、『志のぶ草』下によれば、定次は「苦心のすゝ多神戸より汽船にて」といふことは急遽を意味するが、「東上し福澤先生に謁し」相談をしている。

これは九月のことであるから、十月に定次郎たちを参上させるから宜しくと書状を二通も差し出し、十一月に彼

らを目見えに差し向けるなど、できるはずもない。

正之の罪名は「不実上告^甲」とかで、戸長在職中（七、九年）、村内某家の家督相続上のトラブルにつき、愛知川警察署係官が正之の調書に手を加え、強制的に署名捺印させたことに端を発したものであった。福澤は「大審院へ歎願の方法順序等」を示唆するだけに止まったらしいが、定次旧知の北村重威（もと京都仏光寺々侍で王事に奔走、のち精養軒支配人）、その友人中御門経明（弘前裁判所長）、北畠治房（大審院判事）のルートで当時としては異例の原判決破棄、つまりは無罪となった。

なお、明治十四、十七年の間が空白のまま残るが、これを説明する理由としては、十二年に定次が、また十六年に正之が県会議員に送出され、「多忙」であったためと考えるほかはないようである。一方が県会に出れば、他方は兄弟商会の経営に掛り切りになって、二人とも忙しかつたのである。なお定次は十六、十七年に再び戸長を仰せつかっている。それを済ませて、彼は家督を定次郎に譲り隠居となったのである。

隠居定次の頼みごと

さて、福澤書翰Ⅱ、Ⅷは隠居定次宛のものだということを弁え、改めて表1備考欄を見てみると、これらは二つに大別できるかと思う。（書簡本文は章末に掲げる）

その一はⅡ、Ⅴ、Ⅶ、Ⅷで、祝状とその礼状、または写真、「上国物産」、福澤著作の贈答状である。その二はⅢ、Ⅳ、Ⅵ、および塚本家々法から成り、いずれも定次からの頼みごとに対する返書である。ただし塚本家々法は単なる返事ではない。福澤からの送り状がないところを見ると、この依頼は定次が上京中に三田山上の福澤邸

を訪い、口頭で頼んだという公算が強い。岩崎弥之助宛の紹介状(Ⅳ)もまた同様かと思われる。

前稿〔1〕、〔2〕において私たちは、右のような想像を巡らしはしたが、定次の所在がどこか、すなわち東京か京都か、あるいは川並村か摺み切れず、すべて文通による依頼と想定していた。書翰Ⅱの追伸を見ると福澤は「此節〔は〕京都」住い、かと訊ねているし、店主は郷村にあつて商いを統べるといふ近江商人の慣行からこの手紙も川並村に送られたと見てよい。ところが塚本家々法第三条には東京を「本店」とするといふ、近江商人としては大いに「革新的な」措置がそこに謳われているので、折々には隠居定次も上京したかも知れないと思いつつ、私たちはその点に触れずじまいであった。

だが、本稿を書く準備として定次の勝海舟との交遊を見ておこうとして、海舟日記・書翰に当たってみると、表2に見るとおり、隠居後の定次が明治二十年代前半には毎年のように上京し、勝邸を頻繁に訪れていたことが明らかになる。おまけに、明治二六年六月のことだが、勝を訪れた翌日には福澤に『貧富論』(写本)の奥書きを書いてもらっていたことが判明する。⁽¹⁰⁾

私たちの関心は福澤の書いた塚本家々法にあるが、それは次章で検討することとし、その前に定次と勝との交遊、勝の定次評を見てみたい。この結果は定次の家法・家憲づくりの企てを明らかにするのに役立つからである。

二・三 海舟日記に現われる定次夫妻

定次が氷川の勝邸を初めて訪問したのは、明治二年であったと思われる。表2に見るとおりこの年五月十四日の日記に海舟はこう記している。⁽¹¹⁾

表 2 海舟日記と定次宛書翰

日記	
明治21年 5月14日	岡本黄石、江州神崎郡川並村某二人、同道。
23年 9月21日	塚本定次。
同年 9月23日	塚本定次夫婦。
” 10月 2日	塚本定次。
明治24年 5月16日	江州、塚本。
同 26日	塚本定次、屏風謝儀五十円
同 28日	塚本定次。
明治25年 5月19日	塚本定次夫婦。
同 5月27日	塚本定次。……塚本定次夫婦。
同 6月 9日	塚本定次、岡本夫婦同伴。八百松へ行く。……
同 6月12日	塚本定次。
書翰	
(明治27年) 3月10日	塚本定次宛
6月14日	定次翁宛
(明治28年) 1月19日	塚本老翁宛
(明治29年) 9月 5日	同 上
同 10月27日	定次老翁宛

注 () は推定、また「定介」、「定三」は「定次」に訂正。
 出所 日記は勁草版21巻、書翰は講談社版2巻。

岡本黄石、近江神崎郡川並村某二人、同道。

ここに「塚本定次」の名はないものの、また他の一人が誰かは不明ではあるが、川並村からの「某二人」のうち一人は定次であったと見てよいであろう。彼らを氷川の勝の許へ連れて行ったのは岡本黄石である。黄石は彦根藩の江戸家老であった。海舟は『氷川清話』で彼についてこう語っている。⁽¹²⁾

岡本黄石は、大塩中斎の高足宇津木矩之丞の兄だが、この宇津木といふのは、なか／＼剛直の男で、大塩がああ『救民天誅』の旗を立て、兵を挙げんとした時に（中略）切諫した男だ。

それで、黄石も、世間からは、詩人に見られて居るけれども、あれも決して尋常彫虫の芸人ではない。もとは彦根藩の家老で、禄高千石も食^はんで居たから、家政の豊かなのに任せて、楽しみに詩も稽古をしたのだが、それがあんなに上手になつたのだ。全体あの男は、佐幕家であつたから、その頃若い人の間では、ずいぶん評判が悪かつたが、しかし井伊大老の殺された時の処置ぶりなどは、おれも感心したよ。何でもあの時井伊の家中で、血気にはやる連中は、すぐに水戸の屋敷へ暴れ込むといつて大騒ぎをしたのを、黄石はいろに宥^{なだ}めて、幕府へはたゞ、自分の主人が、登城の途中暴漢のために傷^{きず}つけられたことを届け出て、事を穏便に済ませたが、もし、その時黄石が、思慮のない男で、一時の感情から壮士どもの尻推^{しりおし}でもしたのなら、それこそ大変で、幕府もきつとこれがために倒れるし、すでに幕府が倒れれば、当時の形勢必ず日本全国の安危に関するのであつた。それを、まづあの通り穩かに済ませたのだから、若い人たちが何といつて誹^{そと}らうが、とにかくえらい。おそよあんな場合に、一時の感情に制せられず、冷^{ひや}かな頭をもつて国家の利害を考へ、群

議を排して自分の信ずるところを行ふといふには、必ず胸中に余裕がなくては出来ないものだ。その後、おれはあの男に会つた時に、國家の大事を思つて、一身の毀譽を顧みず、至極穩当な処置をしたのは、感心だといつて、賞めてやつたら、知己を得たといつて、大層喜んで居たよ。

(中略)

全体あの男は、根が正直一方であつたから、時勢の変遷推移といふことを知らずに、明治の代になつても、やはり昔の家老のやうな考へで居たから、一向志を伸べることも出来ず、始終若いものに因循だとか、旧弊だとか、誹られて居て、本当に気の毒な人であつた。(以下略)

維新後、黄石は己をよく知る人士として勝邸訪問の常連となり、海舟日記にしばしばその名を止めている。時には井伊家と徳川家との仲介役をはたしている。⁽¹⁴⁾因みに勝が徳川、田安家の家産管理に関わつたことは良く知られていたし、また福澤も旧中津藩主奥平家の家産管理人の一人であつた。⁽¹⁵⁾

定次が黄石と近付きになつたのはどうしてか、はっきりしない。川並村は大和郡山藩(十五・二万石)の飛地領で定次も定次も藩公に御用金を献納していたことは『志のぶ草』上、下に記されているが、彦根藩とのコンタクトはなかつた。その上、黄石は「江戸」家老であつたのだから、定次とは面識もなかつたと思われる。「四民平等」の時代に入り、羽東京進出後、同県人の誼みで定次は黄石と知りあつたのであろう。それがいつのことであつたかわからないが、明治二二年になつて岡本に勝邸に連れていつてもらうまで、十年はたつぷり経つてゐる勘定で、『西洋事情』を読んでから十年後に堀越角次郎を介して福澤に面会したのと同様、急がず熟成を待つて「これ」と思う人士に会うという定次流のアプローチしたといふところだろうか。

その上、福澤にせよ勝にせよ、定次との交際を嫌う風もなく、福澤は定次の頼み事を適えているし、勝に至っては次節に引くとおり定次の為人を愛で、その徳を讃えている。定次には人なつこさがあったものらしい。もう少し尤もらしく言えば、彼の人徳の然らしむるところなのである。

海舟の日記は、明治二三年から二五年頃には、天候こそまめに記されているものの内容は訪問者名簿にごく近く、訪問客の列記に終っている日も多い。その他には金銭備忘のための記事が見られるが、出来事はほとんど記されていない。原本日記には句読点はおらず、読み方によって色々に解釈できる場合もでてくる可能性があるが、ここは勁草版『勝海舟全集』の日記に依拠して、定次の来訪日を抜き出してみよう。

明治二三年 この年は九、十月に左のとおり三度勝邸を訪れている。

(九月) 二十一日、晴。塚本定次。麻生三郎、輪王寺願書写し持参。(以下略)

(同月) 廿二日 晴 塚本定次^ト夫婦。溝口勝如。三位殿、法律学学ばれ度旨、教師の事。(以下略)

(十月) 二日 晴、むし暑。向山黄村。塚本定次。山岡謙介。阿部家へ本持たせ遣わす。(中略) 田安殿、西成度へ公債引替え千円借遣わす。

このうち注目すべきは、九月二二日に定次「夫婦」とあることで、定次が妻まつを伴って勝邸を訪れていることである。男尊女卑の風潮が一般的であったこの時代に、夫婦同道での勝邸訪問とは、どういうことなのであるか。海舟は『氷川清話』の中で次のようなことを語っている。

おれの家へ一円二円の金を貰ひに来るものは、昔から今に毎日絶えないが、その来るものはたいてい男だ。女はよほど辛抱づよいと見えて、なか／＼来ない。静岡で多くの家の始末を付けてやる折に、おれは、亭主一人ではいけないからといって、いつも細君さいくんと二人を召し寄せた。世間の奴は、勝は女好きだなどと笑つたが、しかし細君の前で家の仕舞まじひ方を話しておかないと、容易に行はれないのだ。そこになると女といふものは実に守りの固いものだからね。

幕臣の家の始末に家を守る妻の教育は必須のことであるという考えから、海舟は妻女同伴の訪問客を歓迎していたらしい。

岡本黄石もまた夫人を同伴しているので、定次もそれに準じたものようだ。妻に海舟版の新『女大学』を聞かせようと定次は考えたのかもしれない。それとも定次の思いやりによる所為、つまりは隠居の気軽さによる夫婦二人の旅行か、長らく苦勞をかけた妻を慰勞する気持から出た行動だったとも考えられる。

明治二四年 この年定次は五月に四日に及んで勝邸を訪れている。(雲は曇りの意味で海舟は用いている。)

(五月) 十六日 半晴 参朝。松井田人。江州、塚本〔定次〕。手塚猶正。富田鉄之助。横井時雄。

(同月) 廿二日 晴 還幸、御出迎え。塚本定助〔次〕。西郷準隆。

(同月) 廿六日 雲 塚本定次、屏風謝儀五十円。(五十円到来)河上逸。横田徳馬、手紙持参。(以下略)

(同月) 廿八日 晴 春獄〔獄〕殿一周祭。手塚。信四郎。参朝。塚本定介〔次〕。岡本黄石。

二六日分に「屏風謝儀五十円」とあるが、これは定次が海舟に屏風の揮毫を依頼し、その謝礼として五十円を持参したものとわかる。「屏風謝儀」の脇にさらに「五十円到来」と記入があるのは後筆であろうか。海舟の日記に金銭の出入の記事が書かれている所は多いのだが、ここにあるようなダブらせた記述は明治二十年代に他に見あたらない。入金点検のための後筆であるのなら、他にも同様な書き込みがあつて不思議ではないのだが、それもないところを見ると、入金点検のためではない。「謝儀五十円」に対して「五十円到来」というのは、定次が礼金として持参したのだが、自分にとっては到来の臨時収入だ。これはありがたいが、「到来」にはそんな気持もこめられていそうにも思えるのだが、想像が過ぎているだろうか。

明治二五年 この年も定次は夫妻で、五月から六月にかけて上京したものでらしく、定次の勝邸訪問は五回に及び、うち二回は妻まつを同伴している。(なお勝は定次を定介と書いているが、以下では定次に改めておく)

(五月) 十九日 (前略) 塚本定次夫婦。島田三郎、議会の事ニ付議、云々。(以下略)

(同月) 廿七日 雲、午後雨 塚本定次。阿南尚。水元兼孝。裁判所へ書付出す。

(六月) 三日 晴 塚本定次。信州人兩人。象山筆跡、其他、払い度き旨にて持参。鈴木重嶺。宮島誠一郎。塚本定次夫妻。鈴木重嶺。

(同月) 九日 雲、夜雨 伊藤要蔵。塚本定次、岡本夫妻同伴。八百松へ行く。寿輔の舞踊一見、曲舞入神。

(同月) 十二日 晴 塚本定次、岡本黄石。安藤謙介、久保田真吾、宮崎絵五。守野為五郎(以下略)

六月三日には「定次」、「定次夫妻」と一見重複と見える記事があり、鈴木重嶺なる人物も二回名前が出ている

ことを考えると、彼ら三人が何か共通の用事で出直し訪問したようにも思われるが、確かなことはわからない。

六月九日には「塚本定次、岡本夫妻同伴。」とあり、続けて「八百松へ行く。寿輔の舞踊一見、曲舞入神。」とある。勝が定次と岡本夫婦を料亭八百松へ招待し、花柳寿輔の舞踊に興じたものらしい。このときまづは同席しなかったものか、それとも勝の書き落しか。読み方によっては二組の夫婦が「同伴」したようにも読めるし「同伴」で区切れると考えれば、海舟が一人で八百松に行き舞踊を鑑賞したことになるが、これも定かではない。

定次はその三日後の六月十二日にも勝邸に赴いているが、おもしろいことに、その翌日、六月十三日には福澤の許を訪れている。それは次のような文章があることによって裏付けられる。

右貧富論十三編ハ余の起草にして 曾て時事新報ニ載せたるを塚本翁が特ニ人をして写さしめたるものなり
翁ハ本と原稿もあらバとて所望せられたれども散逸して在る所を知らず 依て事の次第を紙末ニ記すものなり

明治二十五年六月十三日

福澤諭吉

これは、いま聚心庵に蔵されている「貧富論」写本二巻の末尾に記された奥書きである。ここにいう「貧富論」は明治二四年四月二七日から五月二一日まで、十三回にわたって時事新報に連載された論説である。¹⁶⁾定次はそれを読み、痛く感銘を受けて、「本もと原稿もあらバとて所望」したようだ。それが口頭でなされたものか、それとも書信によったか、とすれば福澤の断り状もあるはずだが、それはない。しかし奥書に「明治二十五年六月十三日」と日付が正確に記されており、海舟日記との照合から、定次が日を連ねて勝邸、福澤邸と訪ねていた

ことが跡づけられた。商いは息子達に任せて心配のなくなった隠居の身分、それも今や富豪といわれる財産家である。それを活かし、まめに名家を訪れては話を聞き、時には夫婦打ち揃って出かけて行った姿が眼に浮ぶのである。

二・四 近江商人の妻——塚本姉妹

海舟日記は明治二六年病いを得てからまばらとなり、以後定次との交流は書信によって判るだけとなる。それについては次節に譲るとして、ここでは定次夫婦揃っての勝邸訪問という事実発見を好いきっかけとして、近江商人の妻たちの役割について考えてみたい。

小倉榮一郎は、近江商人の成長の一因として郷党意識に加えて「妻の内助」を挙げている。⁽¹⁷⁾ 女性の地位が低かったといわれる時代であり、表向きは妻を営業に関与させないという家憲や店則のある家もあったらしいが、とくに人事管理と店員教育には欠かせない存在であったという。

殷鑑遠からずというべきか、源三郎が『紅屋二唄』において敬愛の念をこめて語っている定次の妹二人、村田ゆきと塚本さとの場合が私たちには近江商人の妻の典型のように思われる。

村田ゆきは定次の八歳下の妹である（第一章註8）。ゆきは十四歳で京都に出、大伊氏の妻女に裁縫を学ぶが、三年後母の発病のために帰郷し、看護に専念した。一年後母が身罷ると、父定悦、兄妹の世話や家事一切を取り仕切り「数人の旅方（店員）の仕着（しきま）（衣服）等にも不都合の」ないよう手配するといった働きぶりだった。翌年十九歳で佐々木源氏の流れを汲む名家で代々大庄屋を務める村田家に嫁したが、一年後には、夫権之助を失い一時実家にもどることになった。しかし、その才覚と人柄を姑に買われ、亡夫の弟文三郎と再婚する。その後のゆ

きの生涯は『紅屋二媼』が次のようにまとめている。

村田家はゆき女を迎へたる當時、世間態こそ、昔ながらの長者らしい裕福さをみせてゐたが、内輪は、夙に(つと)その反対であつたのである。爾來、業務は、年一年、萎微し分家の人人までが隙に乗じて、横領を企つる等、家運はますゝ衰ふる一方であつた。ゆき女は此の間に處し、雄々しくも家事の整理に著手せられたが、頼みの綱の良人權之助は、雙栖僅に二年にして早世し、次の良人文三郎は、痼疾に弄はれて、稍々ともすれば、せつかく、ゆき女が整理し得た家政を、支離滅裂に陥れて顧みず。ゆき女は、さながら、賽の河原に積む石の、積んでは崩され、崩されては積む、涯はたしない苦行を重ねるの外はなかつた。

村田家の營業は主として北海道産の魚肥の取引であつたが、夫に營業の才なく店員にも人を得ずあまつさえ親類縁者からはその財産の横領をはかられ、構えの宏荘な家のかかりばかりが嵩んで、その營業も継続か店仕舞かというところまで来ていた。この難局に当たり、ゆきはまず家内の家政改革から着手した。その手始めに家にあつた夥しい古証文を取調べ、ことごとく本人に返してしまつたという。これによつて、従来自分達の頭にこびりついていた債権者である、金持である、名家である、といった思い上がりを一掃し、創業の第一歩からやり直すという意識革命をはかつたのである。

その後は、多年名家の伝統を持つ村田家の体面を維持しつつも、家事を整理して冗費を省き、かつは無益な旧習を改め、再婚から十年の後、慶応二、三年頃には夫婦、子供九人、家婢下男三、四人で、一年の経費も(昭和十年価格の換算で)千五百円で賄われるようになったという。その生活ぶりは、「燈心に霧を含ませて油の消耗を少くし、部屋部屋を開け放して一個の行燈で用を弁じ、古い棕櫚箒を解いて繩をない、さらにこれにぼろ縷いとを交

えて鼻緒を作り子供の寺子屋通いの下駄に上げる」といった始末をしたという。

またゆきが家事を見ながら直接商売にもかかわっていたことは左のような記述にもあらわれている。

毎年大晦日に、勘定酒とて、出入勘定の済んだ人毎に、酒を振舞ふのが、村田家の慣例となつてゐた。ゆきは、乳母や、下女を相手に、子供の初春の晴衣を縫ひ、月代を削りなどする傍ら、店の番頭を指揮して、みづから帳簿を整理し、そのいそがしい合間々々に、勘定酒の席に出て、取引先の機嫌を損ぜぬように心を配られた。

その後も明治十六年の物価大暴落の折には、家業遂に破綻の外なきところまでに至るが、これも伝来の山林畑地を手離すことで切り抜けている。この時は兄定次、正之の助言と助力がゆきの決心をうながした由である。やがて子供達の成長とともに家運も隆盛し明治二十年代にはゆきも夫と共に安定した生活に入ったのである。

さとは末娘で（ゆきより十歳、定次からは十八歳年下）、その一生はゆきに比べれば、終始順境であつたといえるが、質実な近江商人の家に生れ、のちに近江商人の妻となつた女性の、きびしい身しまい、家事始末の生活が『二嫗』の記述からあらわれてくる。

娘時代十七八の頃は、父定悦に命ぜられて男衆や下婢の中交つて田植、田の草取りなどの仕事までしている。一八六三（文久三）年、二一歳のとき母の遺志により番頭原三（初代源三郎）を迎えて分家した。これ以後十年ほどの間塚本一族は第一章で見たとおり、時勢の変化する中、家業の経営に多忙を極め、男達は外部への発展に全力をそそぎ、家郷をかえりみるひまもなかつたが、このときに、さとは家政を管理し、さらに、一族子弟の教育

にあたっている。

明治十一年頃には、さとは屋敷の新築に着手し、良人原三が東京店の責任者として不在のおりから、自家の用人を指揮して現場を監督し、滞りなく落成させている。その頃のさとの日常の忙しさを『二壺』の著者は(二世源三郎、文中では久七)はこう書いている。

久七を頭に、長女(よつ)六歳、四男(長治郎)五歳、次女(なを)四歳、その上に當年(明治十一年)出生の三女(ぬい)と、五人の子女を育ててゐられた。元來母乳が不足の方だったので、子女には皆乳母をつけねばならなかつた。乳母は、一しきり三人もゐた。

かやうに子澤山で、乳母が多かつたゆゑ、さと女は女中を雇はずに、子供を背負ひ、或るは傍らに引き寄せおいて洗濯から風呂焚きまで、自らせられた。乳母のうち、一人は交代に炊事をさせることとし、その間に、自家用の野菜も作れば、旅方(支店勤務の店員)の衣類の世話から、打物(砧)までもせられた。打物は毎夜、深更に至るまで続けられた。裁縫の手は頗る早かつた。これは晩年、——七十八九歳になられた頃のことだが、石山へ避暑せられた時、無聊にまかせて、旅館柳屋の浴衣の仕立を手傳ひ、一日に五枚も縫ひあげて、若い女たちをおどろかさされた。

さとはまた、自分の子女、さらに一族の子供たちの教育や、定次郎、友次郎(のち三世定右衛門、二世市右衛門)のために京から儒者を招くなど教育に意を払った。

さと女は子弟を導くの要訣は、わが身自らその範を示すの外なきを、感悟してをられた。身を以て教ふる

にあらざれば、百の教訓も、畢竟行く水に數書くよりも果敢ない。そこで、さと女は明治初年から五六六年の頃に、頻りに讀書して、おのが智見を廣むるに専念せられた。經典餘師、前太平記、太平記、義經記、都名所圖會、東海道名所圖會、木曾名所圖會等。後中には福澤諭吉著はすところの世界國盡し、西村建樹の輿地誌略なども味讀せられた。取りわけ太平記と輿地誌略とは、さと女の愛讀書であつた。子女の添乳の話にもよく歴史や地理の事柄を以てせられた。

店員に加藤甚吉（二十歳以後、名を忠七と改め、木綿方の支配人となる）といふ若者がゐた。さと女は、甚吉の爲めに、川島仁右衛門を頼み、算術を習はしめられた。さうして傍らに在つて、さと女自身もまた算數の道を學ばれた。

さとの教育熱心は老境に入つても衰えるどころか、ますます強くなり、一九一八（大正七）年、七七歳の折、淡海（通称たんかい、おうみとも読む）女子実務学校を五個莊村内金堂に建てさせた。はじめ校長に下田歌子を招いたが、のちにはさと自らが校長となり、一九二八（昭和三）年、八六歳で天寿を全うするまで、彼女の教育への献身は捲むことがなかつたのである。そして同校は八十年近く経た今日もなお専門学校として同町に存続している。

ゆき、さとの姉妹は小倉榮一郎いうところの近江商人の妻たる者の典型であるが、ただし、それは富裕な商家の妻の場合であり、さとにとつては本家の義姉まつがどうであつたか、資料不足ではわからない。まつは定次二度目の妻で、先妻まきが結婚三年目にして亡くなり、その翌年（一八五四、安政元年）塚本家に入ったが、その出自を私たちは知らない。彼女も病弱であつたらしく、嗣子定次郎をもうけたのは六年後のことであつた。

したがって紅屋の媼として讃えられることもなかったが、その彼女を再三東京へ同道し、勝のもとへ同道する定次の心くばりは一際、好ましいもの感じられる。

また『紅屋三翁』によれば正之は三人の妻を迎えている。彼女らはただ高田、矢野、小宮山氏の女とあるのみで、その名は審かでない。彼女たちはそれぞれ明治二年、十八年、二十四年に没している。

このほか、西知のような番頭たちの妻は完全に無名の存在で、俗にいう「関東後家」として郷村の家居で健気に生き、そしてひっそりと死んだのであり、それらの妻たちの生涯を掘り起すのはこれからの近世・近代女性史の課題であり、近江商人の妻たちの役割も新たな視角で掘り起すべき対象であろう。⁽¹⁸⁾

二・五 定次宛の海舟書翰と和歌

講談社版『海舟全集』二巻には、明治二七年三月から二九年十月の間に計五通の定次宛書翰が収められている（そのリストは表2下段に掲げている）。

明治二七年三月の書翰では、体調不良のために定次から依頼されていた「認物」が遅れたことを海舟がわびている。

度々御尋問被下、忝存候。小拙も、旧臘は窮人殊之外多く、是等之取扱、且世上も紛々故、徳川家并一同之告志相調、夫々□□等大に勉励致候処、終に一月十日に到り、俄然卒倒、半身不随、手足も利き不_レ申、最早是限りと覚悟候処、二月に及び追々快復、今日にては唯歩行不_レ旧復_一而已。右にて認物も延引、此程漸く執筆試候間、則御廻申候。（中略）延引之訳け如_レ此。不_レ悪御汲取可被下候。以上。

三月十日

安芳

塚本定次殿

この時定次に送られた「認物」が、なにかはわからないが、さらに六月にも、似かよった心情を綴った書翰が送られている。

毎々御親切に御尋られ、忝存候。今回も唯一死を期し、更に全快を不_レ希候処、平癒、(中略)此度、無_レ拋情実にて日光之参拝、万事好都合にて、詠出之歌、御廻申候。昨年之境況、亦臥病詠出候。御廻申候。貧困者之情御察被_レ遣度候。并朝鮮之件に付き詠出候処、是又同断。不_レ相変_二多事、草々以上

六月十四日

安芳

定次翁

ここで海舟が送るといっている「詠出之歌」は、今聚心庵に蔵されている「海舟先生草稿」⁽¹⁹⁾に含まれている。この和歌詠草には、題にあたる詞書が附されているが、その詞書と歌が書翰に記された内容と一致しているからである。それを詞書により歌の数とともに示せば左のようになる。

明治廿六年歳暮境遇(二二首) / 廿七年四月墓参(絶句三首) / 古河(二首) / 二荒神社の湖(二首) / 廿七年五月三日日光東照宮の前に参拝す(二首) 保晃会員へ示す(一首) / 廿七年五月二日朝鮮の不穩をきいて暴民の志を(七首)

海舟の和歌は「飛川歌集」として、勁草版『全集』十四卷に二二八首、講談社版『全集』二十卷に三一六首が収

表3 定次宛海舟和歌の三種『全集』への収載数

「海舟先生草稿」詞書 (その歌数)	改造社	勁草	講談社
明治廿六年歳暮境遇 (22首)	1首	1首	11首
古河〔こが〕 (1首)	×	×	×
二荒山神社の湖 (2首)	×	×	×
廿七年五月三日日光東照宮の前に参拝す(2首)	1首	1首	1首
保晃会員へ示す (1首)	1首	1首	1首
廿七年五月二日朝鮮の不穩を聞きて (7首)	5首	5首	6首
計 (35首)	8首	8首	19首

められている。二集の解題によれば戦後版の二つの『全集』は、ともに昭和二年発行の改造社版『全集』第十巻に依拠し、他の資料によって増補している。

改造社版『全集』の「飛川歌集」には、二一八首が収められているがその「飛川歌集・海舟詩稿」の解説には「(和歌及び漢詩のなかから)今其吟詠中、最も会心の作と信ぜらるるもの各百餘首を採録した」とあるだけで、原拠についてはなにも言及がない。

勁草版ではそれに「他見のものを加え」、また講談社版では「諸書に見られるものをはじめ、書蹟によつて蒐めえたものを不明は避けえないけれども能うかぎり年序に配するようにつとめた」という。勁草版解題(勝部真長)によれば「勝家文書に『海舟和歌草稿』一冊、『海舟詠草』一冊、『海舟歌集』一冊が遺されており、これらをまとめて改造社版全集十巻に『飛川歌集』として収録されている」ということである。したがって「飛川歌集」という歌集名は、改造社版編者によって名づけられたものと思われる。

ここで、先の定次宛の和歌が三通りの『全集』でどのように収載されているかを詠草の詞書別でみると、表3のようになる。

定次宛に送られた歌の三五首のうち八首は改造社版にもともと収載さ

れており、勁草版はそれを踏襲し、講談社版はさらに十一首を他から増補している。

改造社版から勁草版および講談社版へと引きつがれ、共通に収載されている八首のうち七首は定次宛草稿と文
言に違いはなく解釈上も問題がないものである。ただし一首は、その文言に勁草版と講談社版の解釈に違いがあ
る。「海舟先生草稿」のものとともに掲げてみよう。

世を蓋ふいさをもたてて年はや七十路あまり二つへにけり

(改造社版・勁草版)

世を蓋ふいさをもたてて年はや七十路あまり二つへにけり

(講談社版)

世を蓋ふいさをもたてて年はやなとせ餘りふたつ経にけり

(海舟先生草稿)

勁草版、講談社版で意味が逆になる「たてて」と「たてで」は、「海舟先生草稿」では、「立たて(で)」に
なっていることから、その意味を否定にとった講談社版の方が作者の意にかなうということになる。他に、意味
は変らないが、「ナナツジ」は「ナナトセ」になっている。

文言の相違はともあれ、ここで問題にしたいのは、この一首が「海舟先生草稿」では二二首連作中の一首であ
るといふところにある。連作中、この一首のみが「飛川歌集」に入れられたのは、原本に一首だけ載っていたた
めか、それとも改造社版『全集』編者が二二首中から一首を選んだものか詳らかでない。

「海舟先生草稿」では、二二首の前に海舟の署名を入れた前文があり、詠出時の境遇が述べられている。その
詞書と二二首全部を次にあげよう。(歌の読みは塚本KKワープロ・プリント版による。明らかな誤りは私達の
責任において訂正した。なお©印は先掲の和歌。)

廿六年の秋より余大患にかゝり生死はかり難きにとしの暮に及びて窮困の者

ひたすらすがり来ぬ我友塚本定介之翁余を助くるに

そこばくのこがねを以てす其

あつき志謝する詞なしかづかづの

の人々に恵与ふ其ありさま

歌によめ出ぬ廿七年五月

より筆とるてはできしかば

そゞろにはしり書きし翁に示すになん

安芳

明治廿六年歳暮境遇

まくらより跡より絶へずせめく
なり此としなみにたゞよへる人

ちよろづの軍なりともまじろがぬ
我も老たり足たゞずして

いくばくの金めぐまずは動かじと
たけぶはふるきつはものゝ果

病ぬれど息あるうちはもろ人の
我をせむるもあわれ世の中

かわり行うき世のさまはもろ人の
心の影のうつる成るらめ

霜さむみ去年と今年のなき空に
真なかの鐘の聲ひゞくなり

真夜中のかねひゞくなり今
よりはきのふをこぞというにやあらむ

◎世を蓋ふいさをも立たで年は
はやなくとせ餘りふたつ経にけり

偽りにあらじといひて言葉よりまず
こぼるゝは老のなみだか

是めせとたもとさぐりて取出すは
かた破れ茶碗よこれ小貳（障子）紙

遠つ祖の小牧長久手いさをありし
これやかたみとしめす錆鏝

はやくより我が世は病ぬ児はやせぬ
此ひとことを君に告げなむ

霜さむみたゞひとへなるふるふすま
みたりの兒等にうちも着せなん

昔見しうつくしかりしたをやめの
おとろへ髪にはや霜おきぬ

物たらでやせ乳ねぶりでいねし
児の寝顔にかゝる我がなみだ哉

犬の子と共に寝入りしみどり児の
ねがほは神が見るもかなしき

君が恵む此きりもちるあすの
あさ母と子供にみなまいらせん

衣うすく物たらわねど我が胸の
きよきをしるは唯君ばかり

君が家の御厨子にあまる飯あらば
にぎりいるして持て歸らん

あしたより我せと共に得ししろ
は翌日のかしぎの半なりけり

此こがね君に受けずば今宵しも
みをかくしてむ心成りしを

瘦乳につかれていねしいとし児の
たもとにあまる露ぞこぼるゝ

詞書からは海舟が明治廿六年秋には「生死はかり難き」病床にあったとわかる。さらにその年の歳暮には、困窮した旧幕臣達²⁰が越年のための糧を得ようと「ひたすらすがり来」たこと、その窮状を定次が「そこぼくのこがねを以て」援助したことがわかる。また一連の歌の前半部（遠つ祖の……の歌まで）、無心する旧幕臣たちに対し、病床にふせり「足もたたない」老いの身の海舟のいかにも弱り切った様子は『氷川清話』や『海舟座談』に見る意気軒昂の海舟像しか知らない私たちを驚かせるに充分である。零落した「ふるつはもの」は「破れ茶碗」や「障子紙」を持ち込んで買い取れと言ったり、「小牧長久手の戦」における遠祖の形見と称する「錆鍔」に値をつけさせようとする姿にあらわされている。

ここまでの歌群は写生を基本にしているのに対し、後半はフィクションによる詠作が中心になる。詞書では「定次が）かつかつの人々に恵与ふ其ありさま」を歌によんだとしているが、補足すれば、（定次に）恵を与えられた人々になりかわって詠んだ、という意であろう。妻子を抱えて貧しさに年越しもならない身だったものをこれで「ふすま（ふとん）」一枚、「切り餅ひとつ」も与えられるという困窮した旧幕臣たちの心情である。「君」は定次をさし、救恤を受けた者たちになり替って感謝の気持を表現している。

詩歌について海舟は「おれは一体文学が大嫌いだ。詩でも、発句でも、皆でたらめだ。何一つ修業したことはない。学問とは何もしない。」（『氷川清話』）と言っているが、講談社版『全集』別巻に新資料として掲載されている「初期歌集」を見れば、歌の稽古の跡は明らかで、古典和歌の型の一通りは習得しているのである。詩文の鍛練はいうまでもなく、発句も、数は多くないが、俳人との交流もあり、好んで作っている。芭蕉に関して『氷川清話』の中で何度か言及していることなどからも、²¹「文学が大嫌い」「何一つ修業したことはない」という言葉が海舟一流の韜晦であることを物語っている。

定次に贈ったこれらの和歌は、私信に添えたものであり、当然ながら形式ばったものではなく、それゆえに和歌の約束にしばられない海舟の自在なうたいぶりがよく示されていると言ってよいだろう。晩年の、しかも病中難洪の詠とはいえ、老衰し弱り切った海舟を私たちは意外な姿として受け止めるが、しかし、これは驚くにはあたらないかもしれない。伝統和歌の世界には老のなげきをうたう述懐歌という部立ぶだて(和歌の分類)がある。心情をそのまま歌にさらけ出すと見せながら、伝統和歌の枠を踏まえているところは、やはり勝海舟、一筋縄ではゆかないのである。

定次の海舟への献金に対して海舟は大抵は揮毫を贈るという形で返礼をしていたようである。この後、明治二八年一月十日には、海舟から定次に古稀を祝う二枚屏風が贈られ(明治二八年一月十九日付書翰)、二九年九月には「此程筆を試候間、二葉呈上致候間、御覽可被下候」と、試筆一葉が添えられている。

『氷川清話』で勝は定次について、次のように語っている。この第一段落は今日、定次について触れるとき、ひとのよく引くところであるが、このあと定次の談話を紹介しながら、勝の述べているところは、いうなれば定次の人柄と勝の定次評を知ることのできる条なので、少々長いが(長いからといって省かず)、そのまま引くでしょう。(なお「ていじ」は誤り。「さだじ」が正しい。)

江州の塚本定次ていじといふ男は、実に珍らしい人物だ。数万の財産を持つて居りながら、自分の身に奉ずることとは極めて薄く、いつも二太子ふたごの羽織と同じ着物で居て、ちよつと見たところでは、たゞ田舎いなかの文盲もんもうな親父としか思はれない。始終おれのところへいろ／＼の話を聞きに来るが、このあいだもやつて来て、「私も近

頃ほど図らず四万円ばかり積立金ができましたが、せつかくでけたものですから、何とか有益な事に遣つかはうと存じますけれど、自分ではどうもよい判断がつきかねますから、わざ／＼その御相談に参りました。まづ私の考へるところでは、その一半を学校の資本に寄付して、その一半は番頭らに分配してやるつもりです。もと／＼私の利得は、決して私の力でなく、その実みな番頭や、手代らが真実に働いてくれました結果ですから、それ／＼その年功の順序多少に従ふて、分けてやるが至当だらうと思ひます」と言つたので、おれもその考への尋常でないのに感心して賛成してやつた。

この男の考への非凡なることは、決して今日に始まつた事ではない。去年の事であつたが、例のごとくやつて来て、「私の所有に荒地が五、六反たん御座りますので、平生から何か近辺の貧民のためになるやうにつかひませうと存じて、いろ／＼と考へました。が、この荒地へ桜、楓かえでなどを植ゑ付けました。全体この辺の貧民らは、春が来ても吉野の花見にも行けません、秋が来たとして梅うめの尾おの紅葉を觀られる境界きょうがいでもなく、年中汗を垂らして苦勞するばかりで、ちつとも慰みといふものがありませんから、実は彼らの春の楽しみにもと存じまして、桜を植ゑましたわけですが、今はその桜も楓もよほど大きくなりまして、村中の快樂の場所となりまして、一ツの公園が出来ました。一人人間には、こんな無形な快樂といふのも、是非何かなくてはなりませんから、そこで、かういふ風な考へを起しましたわけで、少しばかりの地所を無代で貸してやるよりは、結局この方がよほどのためになります」と言つた。どうだ、なか／＼面白い考へつきではないか。

おれのために、芭蕉翁に就いてよい解釈を与へてくれたのもやはりこの男だ。⁽²³⁾全体おれは平生から芭蕉といふ人はどうしても尋常のものでない、その余徳が深く人間じんかんに入つて居ることは、たゞ発句はくくの高妙なるゆゑ

のみではあるまい、きつとほかに何かそのわけがあるだらうと思つて居たところが、この塚本といふ男の言ふにはいはゆる近江商人なるものは、実にその芭蕉の教導訓示によりて出来たものださうな。この事を聞いて、おれは積年の疑團きだんがこゝに初めて氷解して、大いに気が清々とした。

またこの男と、その弟正之まさよきは山林熱心家で、わが県下の山林のためにといつて、二万円(24)ばかりを県庁に預けて居るさうだ。あれが言ふには、「この二万円がなくなる時分には、山林も大分繁殖して参りませう。だが、私はとてもそれを見ることは出来ませぬ。しかしながら、天下の公益でさへあつたら、たとへ自分が一生の内に見ることが出来ないといつても、その辺は少しも構かまひませぬ。私は今から五十年先きの仕事をしておくつもりです」と言つた。なか／＼大きな考へではないか。かやうな人が、今日の世の中に幾人あらうか。日本人も今少し公共心といふものを養成しなければ、東洋の英国などと氣どつていたところで、その実はなかなかみることとはできまいよ。

勝の口を通しているため、定次の江州弁はあらかた消えてしまつてゐるけれど、とにかく定次は「積み立て金」(余裕金?)の一半を「学校の資本」、他の一半を「番頭らに(利益)分配する」つもりだと言ひ、勝は「その考への尋常でないのに感心し」大いに賛成した。また所有する荒地五、六反にサクラ、カエデを植え、「貧民」が息抜きに花見紅葉見物ができる「公園」をつくつたというのを「非凡」な「おもしろい考えつき」だと、勝はこれまた感心しきりである。

塚本KK創業一八〇年記念の冊子『当社家訓及経営理念の経緯』(一九九三、以下では塚本『経緯』(25)と言ふ)

には、「明治二十年二月三日の夜夢の告によりて」定治（かれはときに「治」を用いた。当時六二歳）の記した「経塚本家心得」十三カ条が掲載されている。その第二、三条は、左のようなものである。

一、他人の難儀困窮は多少給助すべし。我家従の者には無論のことなり

一、毎年二三千円已上の金は喜捨之心を以て出すべし

但 救恤 教育 勸業 待遇 惠贈

定次が勝に語ったのは、この「心得」を実行に移した、あるいはその「つもり」だということであったわけだ。「番頭」手代、あるいは「家従」への利益積立金分配は慈善主義フィランソロピズムとはいえないものの、今日流にいうなら従業員福祉の主義にはかならない。

第十二条は次のとおりである。

一、我これまで第一に欲するところは金銭なれば容易に一銭といえども施さざれどもヤソの格言におのれの欲する所は人に施せと云えり(?)自れ今も後も此の事はまた必ず服膺すべし

これは定次の慈善主義がキリスト教に由来することを物語っているようだが、しかし第十三条（最終条）には「儒仏の二道を家の道具視して我得手に利用すべからず」とあり、この「心得」全体は儒仏神混交の心学（石田梅岩）に、さらにキリストの教えをも加えたという意味では「新」心学ともいえるような見地もしくは境地を

もつて認められたもの、と判る。

最後に『志のぶ草』下に左のような勝の定次讀が見出される。これとほぼ同文のものは講談社版『全集』「人物讀評」（第二卷四七一ページ）に入っているが、それは「下書き」かと思われ、そこには年月の記入がない。文に多少の違いがあるが、『志のぶ草』自体、後人の筆写であるから、どちらを「正」ともしたがたいので、参考資料として掲げておく。

我か友塚本定翁は近江国神崎郡川並村の人也。其性質實にして家富といへとも儉素を守り世の浮華に流れず。佐りとて昔になつみ、かたくなならず。其中道に所して敢て繞〔た撓〕ますこれ勸め励みて然るにあらす。資性に任せて然るなり。今哉七十の齡に及び強壯なる、はた志練の衰へさる壯者にゆづらす、常に若物に学すすめ校を建てまた老貧なる者を恵み資産を惣〔助〕け或は地の荒れたるに開き樹木を育て村民の便を計り以て老後を樂しむ。此ころまた村民等へ米金を恵與せんと聞く。此舉を遠く父君の志を忘れず古を思ひ今を省ミ爰に及ひたりしと聞く。我翁に交ること久し其大小の事業皆其天資の至誠に出てしかる所以を知る。感性のやむへからざる、爰に一言をしるし翁に寄す也

明治廿年十二月

勝 安芳

付・塚本定次宛福澤諭吉書翰

書翰のローマ数字は表1のそれ。読み下しは『福澤年鑑』二二一
(一九九四)所収の佐志傳氏による。なお書翰Iは本文二・二節に
掲載。

II 明治二十一年十二月十九日

十二月一日附の貴翰拜見仕候。時下寒氣彌増候處、愈御清安奉拜賀。陳は倅共兩人歸朝に付態々御尋詞に預り芳情不知所謝。一別後六ヶ年にて無事歸來留守宅も都て相替義無之、一同喜び居候事に御座候。寫真可差上様承知致候。寫真は今度歸宅致候次男捨^{ステ}次郎が折々戲に致候義に付、出來候はゞ差上可申存候。右御返詞まで申上度、早々如此御座候。頓首。

十二月十九日

諭 吉

塚 本 様 几下

尙以此節京都に住居の事に候哉。何卒御閑暇の節は折々出府相成度、世の中は随分多事可相成、様々御心配の義御察申上候。以上。

III 年末詳八月七日

七月廿五日貴翰拜見仕候。時下大暑の節益御清安奉恭賀。陳は尊嚴の略傳再三拜讀、故人の事を成す偶然にあらずと只管感服の外無御座、就ては原文中少々文字の穩ならざる處も有之やう存候に付、乍失禮別紙の如く加筆

致候。一應御覽の上或は之を新聞紙に記し御差支無御座候はゞ、前後に少し言葉を附し候。世の警の爲め公けに致し度。思召次第この草稿をそのまゝにても或は又寫しにても御遣し可被下候。右御返詞旁申上度、勿々如此御座候。頓首。

八月七日

諭 吉

塚本定次様 梧下

IV 年未詳九月二十六日

昨今初て秋色を催したるが如し。益御清安奉拜賀候。陳ば此翁は塚本定治〔マツ〕と申、江州の豪商塚本定エ門〔紅〕の隠居、多年老生と懇意致し居候處、今度出京、一度御目に掛度其旨申上上吳候様申聞候。拜謁致候とて別に是と申願用もなく又御相談を煩はすにもあらず、老餘の心得にも相成候事も候はゞ、御教示相願度と申立の義に御座候。御多用中忍入候得共、御寸暇の節暫時御逢も被下候はゞ難有奉存候。いちは本人より可申上御聞取奉願候。右塚本翁の所望に任せ添書一筆勿々如此御座候。頓首。

九月廿六日

諭 吉

岩崎様 梧下*

V 明治二五年十二月九日

態々御人被下寫眞二葉拜受仕候。近日寫し候もの一片差上候。御笑覽可被下候。取込中勿々御返詞まで如此御座候。頓首。

二十五年十二月九日

諭 吉

塚 本 様 梧 下

尙以、上國物産難有御禮申上候。以上。

VI 明治二六年十一月二十七日

本月二十二日の御手紙拜見仕候。陳ば谷合氏家政の義御高案の書小幡氏送付拜讀、尙又別に御正刪のものをも御廻し相成熟讀致候處、何れを是れと容易に判断も出來不申。凡そ法の有效無効は人に在て存することなれば、法案は先づ／＼差戻方可然哉。左すれば前に小幡氏方へ御廻しの分に贊成致候。何れ同氏より可申上候得共、不取敢御返詞申述度、併せて案文をも返上致候。要用勿々如此御座候。頓首。

二十六年十一月廿七日

諭 吉

塚 本 老 臺 梧 下

VII 明治三十年九月九日

毎度華翰を辱し此方よりは御無音のみ御海容可被下候。時下殘暑益御清安奉拜賀候。今程拙著の福翁百話製本出來に付、一部拜呈致度小包便に附し候。御覽も被下候はゞ大慶至極に奉存候。右御不沙汰の御託旁々如此御座候。頓首。

三十年九月九日

諭 吉

塚 本 定 次 様 几 下

VIII 〔参考〕 明治三十三年十二月十一日

芳書拜見仕候。向寒の時節に御座候處御尊家御揃ひ益御清福奉賀。御名譽の褒章并に御詠歌共逐一拜見、恐悅の至りに奉存候。右は先生も耳を傾けて一々御聞に相成り頗る滿悅の體にて御返詞も可相成候處、一昨年大患後醫師の警誡も有之、拙生代筆を以て御返事可致様内示に御座候。仍て茲に御請迄寸緒返翰仕候也。

十二月十一日

福澤内 飯田 三治

塚本老臺侍史

尚々時氣折角御加養專一に奉存候。先生も貴翰に對し頗る御滿悅に、最近の御揮毫并寫眞直接拜語の代に贈呈仕候。此寫眞裏面の文字も先生親く執筆のものに御座候。爲念申上置候也。

* 発信年は推定。その根拠は本文二・二節参照。

** 岩崎弥之助宛と推定。その根拠は本文二・二節参照。

三 塚本家々法と家憲

三・一 塚本家々法

福澤の書いた塚本家々法と、その前文は次の二ページに掲げるとおりである。

本稿冒頭に触れた藤堂氏の日本経済新聞への寄稿は、その副題に「近江商人の旧家に残る書簡・写真」とあるように、「雪池福澤諭吉先生書翰」全体の紹介文であって、この家法については、第一条のみを紹介しているにすぎない。それにもかかわらず、あるいはそれゆえに、「これはうちの家法とおなじだが」という問合せ電話が住友史料館にあったそうで、同館副館長の川崎英太郎氏から塚本商事・藤堂氏にも問合せがあったという。

私たちは初めて塚本本社へ伺った際に、藤堂氏よりこのことを教えられたが、家法前文には「文は余が手に成ると雖も意は則ち老主人〔定次〕の説を写したるもの」とある。して見ると、藤堂氏の寄稿につけられたキャプション「家法に映る福澤諭吉の心」はミスリーディングで、「福澤諭吉の写した近江商人の心」とでもすべきものであるし、また毎日新聞（一九九四年六月二二日）の追っかけ記事のキャプション「福澤諭吉『商売のすずめ』」も的はずれというほかない。同紙は「塚本家々法」三カ条と染筆の年月日、署名の部分を大きく写真版で掲載しているが、前文を写真撮影の都合から割愛したのを止むを得ないとしても、見落してしまっているわけだ。福澤は定次の「毎々〔語る〕商家の経営進退の法より家を守るの説を聞き自から経済学問上の要旨に適するもの少なからざるが如し」とは書いているものの、ここで「商売〔を〕すずめ」たりしていないことは誰の眼にも明らかであろう。

さらに言うと、第二、第三条はまったく塚本に特^{スベシ}有な条項で、「住友」を連想させるポイントはないという点も考えて、私（西川）は住友家法との関連を後日の課題とし、とりあえず前稿〔一〕をまとめて『三田評論』編集部に入稿したのである。ところが、その校正を済ませたところへ、川崎氏から「住友家法と福澤諭吉の塚本家家法案について」と題する評論文を載せた『住友史料館報』第二五号（一九九四・七）を当センターに御急送戴いた。直ちに拝見すると、案の定、塚本家々法の第一条、ただそれのみが問題で、塚本第一条は左のとおり

創業甚だ難し守成亦易からず近江の人
 塚本氏の家道既に盛なり余その老主人を
 知ること久し毎々商家の経営進退の法
 より家を守るの説を聞き自から経済学問
 上の要旨に適するもの少なからざるが如し
 其家を興して商界に重きを為すも偶然
 ならざるを知る可し依て同家の家法
 三条を記して之に贈る文は余が手に
 成ると雖も意は則ち老主人の説を
 写したるものなれば塚本家の子孫
 万世謹んで守る可ものなり

塚本家々法

一 營業は信用を重んじ確實を旨とし時勢の
 変遷理財の得失を計り弛張することある可し
 と雖も苟も浮利に趨らず軽進せず以て一
 家の堅固繁昌を期す

塚本家々法

一 營業は信用を重んじ確實を旨とし時勢の
 変遷理財の得失を計り弛張することある可し
 と雖も苟も浮利に趨らず軽進せず以て一
 家の堅固繁昌を期す

一 甲州の高貴。祖先の家を起し、振ふれば

其本を忘るることなく昔年の辛苦に徴し

又先人の遺徳に鑑み以て将来を經營し

てますます盛大を謀る

一 東京の本店は營業上一切の事務を

統轄する所にして奥帳場を置き当主と

輔翼の人と同心協力して敢て或は怠ること

なく以て全部を督す

以上

一 甲州の商業は祖先の家を起こせし根本なれば

其本を忘るることなく昔年の辛苦に徴し

又先人の遺徳に鑑み以て将来を經營し

てますます盛大を謀る

一 東京の本店は營業上一切の事務を

統轄する所にして奥帳場を置き当主と

輔翼の人と同心協力して敢て或は怠ること

なく以て全部を督す

明治二十八年
十一月二十日

福澤諭吉記

明治二十八年
二月十日

福澤諭吉記

『住友家法』 營業要旨の第一、第二条を合成したものになっているという指摘であった。

住友家法

第一条 我營業ハ信用ヲ重シ確實ヲ旨トシ、以テ一家ノ鞏固隆盛ヲ期ス

第二条 我營業ハ時勢ノ變遷理財ノ得失ヲ計リ、弛張興廢スルコトアルヘシト雖モ、苟モ浮利ニ趨リ輕進ス

ペカラズ

川崎氏はこの下段に塚本家々法の第一条を置き、上下対照の便を図っておられるが、とにかく両者は「酷似している」ので、塚本家々法（第一条）は「福澤のオリジナナルとは考え難い」としておられる。子細に見ると、かな遣いのほか、「我」の省略、「鞏固隆盛」が「堅固繁昌」とコロキアルな文字に改められているが、だからと言って両者をおなじと見ることに私たちは異議を申し立てようとは思わない。いかにも塚本家々法第一条は住友家法第一、第二条に「酷似」、より正確には後者を「合成」したものにちがいない。言いかえれば、住友家法にオリジナリティを認めることに私たちは吝ではない。しかし、住友家法が福澤を通じて塚本家法に組み込まれたのではないかという川崎氏の推測について私たちは疑念を抱かざるを得ない。氏の推測とは次のようなものがある。（ふりがな―引用者）

近代住友の家法制度に携わった初代総理事伊瀬幸平と二代総理事伊庭貞剛は、ともに近江出身の著名な財界人であり、恐らく福澤は彼らと面識があったろうし、直接かもしくは住友の店員を通じ住友家法を知ったものと考えられる。

だが、広瀬・伊庭と福澤が昵懇の間柄であったという痕跡は見当らない⁽¹⁾。むしろ、これは管見の限りにおいてのことで、ましてやその他の「住友の店員」に関しては、ほかでもない、塚本定次との交流のように一〇〇年後になって漸く判明というケースもあるので、全否定などできるものではない。だが、氏の推測はやはり蓋然性の低いものようだ。

思うに、川崎氏がこのような推測をあえてされたのは、福澤が「塚本家の堅実な経営方針に共感して、家法を制定してはいかが」かと、すすめたものとみなしておられるからであろう。つまり氏は「福澤↓定次」という方向を前提にして推測をされているが、しかし、二・二節で指摘したとおり、これは定次が依頼したもので、すなわち「定次↓福澤」と見るのが筋というものである。そうすれば、住友家法は「近江出身」の広瀬か伊庭から定次に教示されたという推測が自然に出てくる。現に聚心庵には、北村重威の描いた、彼と定次と広瀬とが精養軒でテーブルを囲み歓談している墨筆素描画がある⁽²⁾。これは直接証拠とはいえないが、有力な間接証拠である。

さらに、定次の依頼を裏付ける状況証拠といふべきものがある。それは「塚本家々法」から十二日遅れの日付をもつ、杉浦重剛⁽³⁾作の塚本「家憲」である。杉浦もまた近江の出身であり、この年(二八年)二月には東京在住滋賀県人会の機関誌『江州郷友会雑誌』(明治二二年創刊)には「近江商人と学問」と題する巻頭言風の文章も書いている⁽⁴⁾。杉浦は定次にとって三十歳ほど年下の頼みやすい郷党の「学者」であったのである。

三・二 杉浦による家憲と住友家憲

杉浦のつくった「家憲」はいま滋賀大学に寄託されている。左に掲げるのは、既出(一〇八ページ)の塚本『経緯』に収録されているものの引用である。

家憲

第一条 我家の家督相続する者を当主と^(ふ)いう、一家全部を総督し家道の安寧營業乃繁昌を計るを本分とす

第二条 当主ハ祖先之仏事を大切にし、子孫の教育を怠らず、親戚に懇和し永く交誼を保持すへし

第三条 当主ハ品行を謹み徳義を重んじ、末家乃有功者乃待遇ハ固^(よ)ろり家族の愛撫に注意す

第四条 当主ハ家法により傭員を任免す

但、家道の寧否ハ任用其人を得ると否とにあり、宜しく傭人を鑑別し能を挙げ不能を遠さくるに注意すへし

第五条 当主ハ顧問人に詢議の上營業資本外に若干金を積て保管の法を設け家道堅固の備となすへし

但、顧問人ハ重なる親戚別家等都而徳望ある人をいふ

第六条 未丁年中ハ後見人を定め公私の事を委任す、若し女子たるか又ハ自ら家務を統率するに堪えざる場合においてハ顧問人に詢議乃上一切乃家務を処理するを要す

第七条 一家内事に係る諸般の費用と雖も協議の上常額を定む、且又重大の事件ハ一家内事に係るも能と雖も之を顧問人に詢議の上処理するを要す

第八条 家法慣例あるも能と雖も支配人乃具申に依り止むを得ざる事情ありと認むる時ハ特に其時限り之を斟酌すること有遍し

明治二十八年十二月二日

一読して明らかかなことは、これが「当主」の権限規定であるという点だ。反対に明らかでないのは、「家道」

表4 塚本家憲とそのオリジナル
(数字は、条文番号)

塚本家憲	住友家憲
1	1 + 2
2	3 + 4
3	6
4	5
但し書き	8
5	7
但し書き	なし
6	9 + 10
7	11
8	13
なし	12, 14

(注) プラス記号は合成を示す。

の内容である。第一条においてそれは営業と対になっており、営業または家業とは区別されている。家業の法を「家法」と呼ぶとき、「家憲」は当主の義務と責任を規定するのみだから、家人の守るべき家内道徳は不文律のままであり、しかも第四条但し書きで家道は「営業」、第五条では「家計」の意味に用いられている。よって「家道」は、はなはだしく曖昧かつ多義的と言わねばならない。

第四条本文は格別に短く、「当主ハ家法により傭人を任免す」というものであり、一見すると、この条文は傭員の任免権が当主にあることを謳っているように思われるものの、当主は「家法」に従って決定すべきことを定めているから、当主の恣意的決定を避けるところに本旨があると判る。では、当主の恣意を拘束する家法とはなにか。第八条冒頭には「家法慣例」とあり、家法は成文化された家業規定のほか、慣習法をも含み、いわゆる祖法のことらしい。それと家憲との関係は必ずしも明らかではない。

私たちは商業史経営史の門外漢であるので、改めて権威者宮本又次の研究を翻いたところ、驚いたこと⁵⁾に、杉浦作の家憲は「住友家憲」のアダプティションにほかならないことを知った。表4は条文番号をもって両者の対応を示したものである。だが、これだけでは読者の理解は得られまいから、若干の条文を挙げて説明を加える必要がある。「住友家憲」の第一、二条はこうである。

- 第一条 我家督ヲ承継シテ戸主タル者ヲ家長ト云フ
 第二条 家長ハ我一家全部ヲ総督シ家道ノ安寧、営業ノ

杉浦は家督の「承継」を「相続」、「家長」を「当主」と改め、「我」、「戸主」を省いているが、彼の作った塚本家憲第一条が右二カ条を合成したものであることは、まずまちがいない。とくに「家道ノ安寧、営業ノ隆盛」はそっくり踏襲されている。ただし、「隆盛」は「繁昌」と言いかえられており、これは塚本家々法（第一条）の場合と軌を一にしている。（ことによると、杉浦は福澤筆の家法を見せられていたか、あるいは定次がいかにも商人らしい言葉に替えたものか。）

それに反し、家法、さらには家道ということばはそのまま「住友家憲」に踏襲されている。たとえば第五条、第八条にはそれが見られる。すなわち住友の場合、

第五条 家長ハ家法ニ依リ我一家ノ傭員ヲ任免黜陟又ハ賞罰ス

この下半を削れば、それは塚本家憲の第四条になる。さらに、杉浦がこの文に添えた但し書きは、「住友家憲」第八条そのままといってよい。

第八条 家道ノ泰否ハ任用其人ヲ得ルト否トニアリ家長ハ宜シク傭員ノ能不能ヲ甄別シ褒貶黜陟ニ注意スベシ

杉浦は「甄別」を「鑑別」に改め、「褒貶黜陟」を塚本第四条本文においても、きっぱりとこれを省いてしまっている。それが、難語を避けるという考えにもとづくものか、それとも任用と任用後の賞罰は別のことゆえ

省いたものか分りかねるけれども、両者の類似は疑いもない。

最後に、というのは、塚本家憲の最後の第八条であるが、それは「住友家憲」第十三条とは、ほぼおなじである。

第十三条 家法慣例アルモノト雖止ヲ得サル事情アルト認ムルトキハ総理人若クハ支配人ノ具伸ニ依リ特ニ

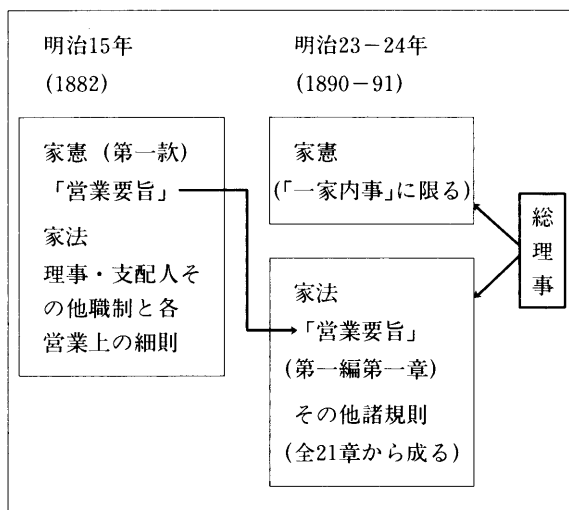
其時限り之ヲ斟酌スルコトアルベシ

かな遣いを別にすれば、相異は「総理人」を除いたという一点しかない。それは住友固有の職制で、この前年（二七年）十一月まで広瀬がその椅子を占めていた総理事職にはかならない。この職は「家務」もしくは「一家内事」と、家業ないし実業の双方に跨がる職務で、塚本では、二人の隠居（定次、正之）が果たしているので、杉浦はこれを顧問人と変更し、第五条に「顧問人ハ重なる親戚別家等都而徳望ある人をいふ」という但し書きを追加したのであろう。適切なアダプテーションと言つてよい。

ここで、第八条から総理人を除いたことは、顧問人が「営業上重大の事件」（宮本、七七ページ）に係わるという機能・権限を持たないことを意味する。しかしながら、塚本の場合、二人の隠居または別家の長老が顧問人となるのだから「営業上の重大事件」につき、彼らが「当主」もしくは「補翼の人」に対し「顧問人」として意見を述べる権能を与えられていないことになり、家業の遂行上紛議が生じる可能性がなくなはない。とりわけ「家憲、家法」の改正（住友第十四条）に参加する余地もない。もつとも、塚本家憲の場合、家法の改正を規定する住友家憲第十四条に対応する条項はない。たとえば第九条としてそれを設けなかったことも、瑕疵では済まされない欠点のように思われるが、これは法律にくらい私たちの僻目であろうか。

それはともあれ、以上の考察からして、杉浦のつくった塚本「家憲」が「住友家憲」をモデルにしていたこと、

図2 『住友家法』の構造



つまり改作家憲であることは、疑問の余地がないと思う。モデルの「住友家憲」が広く流布していたかどうか、私たちは寡聞にして知らない。イエスの場合、定次の依頼を受けた杉浦は「住友家憲」を下敷として選んだこととなるし、ノウウの場合、定次が広瀬から写しを入手し杉浦に渡したというのが、いちばん尤らしいルートだ。これはただ「地縁」にもとづく推測というものではない。住友家法そのもの、とくに明治二三年六月二日改正（二四年十一月一日実施）の構成にもとづくものである。次にそれを見よう。

三・三 『住友家法』

宮本又次『住友家の家訓と金融史の研究』（書誌は本章註5）によると、明治十五年制定の『住友家法』において家憲はその第一款に置かれ、またその第三条は二三年改訂では「家法」第一編第一章営業要旨の第一、二条に移されたのだという。

図2はこの変化を図示している。第一のポイントは、

改正によって家憲が家法から「独立」したものになった点である。ただし、こうしていれば二部構成となったにもかかわらず、改正前からの両者をひっくるめて『住友家法』と呼んでいたことに私たちは注意しなければならぬ。以下では『』をもってこれを表わし、営業法としての「家法」は「」を用いて区別することとする。

第二に、旧『家法』における家憲第三条は家業の基本方針というべきもので、家憲を「一家内事」に関する条規に限る以上、「家法」の冒頭に移すのがいかにも至当である。なお、その際に「信用ヲ重ンジ」と「以テ一家ノ鞏固隆盛ヲ期ス」が「挿入されて、その内容は一層の重みを加えることになった。『信用ヲ重ンジ』は広瀬がとくに口癖のようにしていた言葉であった」という。(前掲書、七四ページ)。

第三のポイントは、図2の右端に描いた総理事(住友家憲中では「総理人」)の職務が「一家内事」もしくは「家務」のみならず、家業経営または「営業」の枢機にも跨るものであることは、すでに前節で述べた。図はそれを端的に表わしたものにすぎないが、総理人ないし総理事が、住友家とその家業とあわせ総理する枢要のポストであったことが、はっきりと看取できる。

初代総理事は広瀬宰平であったが、形式上はさておき、実質上はすでに久しく彼がこのポストにあったことは、周知の事柄である。別子銅山開坑二〇〇年という節目に当って改正された、この『家法』を施行するに際して、十三世住友吉左衛門友忠名義の前文(明治二三年六月二日付)に広瀬は添書きを施している。それは左のとおり
の短文であるが、二、三の注目すべきポイントを含んである。

宰平まき曩なごみニ先主友親君ノ信任ヲ受ケ家法ヲ制シ之ヲ実践スルコト既ニ年アリ、今又時勢ノ変遷ト事業ノ進歩トニ随ヒ我家法ノ増補削正ヲ要スルノ止ムベカラザルヲ感じ、遂ニ家長ノ旨ヲ奉ジ重任局僚ト共ニ反覆審議シ

茲に家法ヲ改正施行ス住友傭人タルモノ宜シク其レ施レニ遵ヒ其レ施レヲ勉ムベシ^(三)

住友家総理

広瀬宰平

明治二十四年十一月一日

第一に、旧『家法』は「先主（十二世吉左衛門）友親の「信任」にもとづき、自分が「制シ」「改正施行」したと彼が書いていることである。それは余人ではなく、広瀬自身だったのである。

第二に、今次改正に際しては「家長ノ旨ヲ奉ジ」てことに当たったとあるが、十四世吉左衛門は十三世友忠の母登久であった。学習院在学中（十九歳）賜チフスのため、急逝（二三年十一月三十日）したからである。彼の父友親（明治二一年隠居）の病没から七日あとである。⁽⁶⁾

第三に、『家法』の「増補削正」に関しては「重任局僚」とともに「反覆審議」したと断わっているものの、明治二十年頃から広瀬の「独断専行」に関しては理事大島供清はじめ非難攻撃の声が大きくなっていた。⁽⁷⁾

第四に、広瀬は自らを「総理」と称している。彼は単なる総理人でもなく、総理事でもない、その双方の「総理」と考えていたのである。ちなみに旧『家法』の前文においてもすでに彼は「総理」と称していた。

したがって、あざとく言えば、彼は己の「獨裁政治」（白柳秀湖）に法的根拠を与え、それによって反対派あるいは「弾劾派」（西川正治郎）を封じ込めようとしたと論じることができる。⁽⁸⁾が、羽塚本は兄弟商会であり、兄の柔、弟の剛がうまくバランスしてきたのであるからして、定次において『家法』づくりに広瀬のような思い入れもなかったし、また成立の由来を添書きをもって示す必要もなかった。だが『住友家法』に準じて、家憲を

杉浦に、家法を福澤に——ただし依頼の順序は逆であったようだが——それぞれ書いてもらったとして、あと必要なのは「前文」である。それなくしては、モデルである『住友家法』に認められる三位一体の構造の一角を欠くことになる。

なんとすれば、友忠名義の前文は「謹テ惟フニ我家道ハ即我祖宗ノ遺業ニシテ」と書き出され「自今我家長ノ責ニ位スル者ハ職トシテ之ニ〔家憲に〕違背セザランコトヲ誓フベシ」で終っており、家長友忠の誓紙の体裁をとっている。しかも〔〕内に挿入したように、彼が守るべきものはまず家憲である。住友家憲は実際、家長の権能を「家務」もしくは「一家内事」に限り、人事など営業に関わるポイントでは彼の恣意的決定を排除しようになっている。文字どおり家長の権限を定め営業への関与を阻む仕組になっている。

かりに塚本家の場合に、このような誓約書ともいえる前文を配するとすれば、その署名者は「当主」二世定右衛門定次郎ということになるが、彼は事実上、営業のヘッドでもあるわけだから、「一家内事」にかまけていては困るのであり、したがって、住友のような前文は不必要である。これは住友の総理人を「顧問人」にかえたことと裏腹の関係にあって、塚本家憲は「家務」に限っては顧問人が当主を助ける規定となっているからである。

三・四 二通の前文

定次が自家の『家法』前文の執筆を依頼したのは二人の頭官であった。一人は伯爵勝安芳であり、もう一人は海軍提督伊東祐亨⁽⁹⁾である。勝が幕府海軍総裁を務めたことは周知のところだが、それを想い出せば海軍づくしの感⁽⁹⁾がしないでもない。しかし、前章で見たとおり、定次は勝と昵懇といっても良いほどの間柄であるから、杉浦の改作した家憲案を届け、それへの前文を依頼したのは不思議でない。突飛なのは伊東で、私たちは彼による前

文案——勝案とおなじく「明治二十八年十二月」付で、花押まで書き入れてある（勝の場合は「安芳」の印判）——の写しを『志のぶ草』下に見出したときは啞然としたし、いまだに釈然としない。が、それでは話が進まないから、この点については本節後段で触れるとして、勝の前文案から見てゆくことにしよう。

なお、これは三通りの『勝全集』には見当たらないので、影印版も掲げる。この出所は塚本KK『経緯』であるが、そこでは「家憲」、「塚本家々法」のあとにこの「前文」が綴じられているけれども、日付からいうと「家憲」は「塚本家々法」と「前文」の間におくべきであろう。あるいは住友流なら、「前文」を「家憲」の前におくべきである。

勝が定次の慈善主義、公共心を高く評価していたことは前章末で述べたところである。右の家憲前文も、それを反映してか、「一家の基礎」固め、「一己の私利」追求が、ひいては「一国の富強」、「世間の饒益」につながる」と説くことしきりである。しかしながら、これが先に触れた「経塚本家心得」の前文であるならばともかくも、当の改作家憲には「喜捨」も博愛も一言半句たりとも記されてはないのである。したがって塚本の一族も家従も、「この家憲を守らば、家道益々盛にして自他の利益限りなからん」と言われても、合点がゆかぬのではあるまいか。

前章末に見た定次「讚評」はその日付（明治二十八年十二月）から見て、右の家憲前文と同時に作られ、両者に一緒に贈られたものと推測できる。そこでも勝はひたすら定次の博愛と慈善主義を褒め、それが「故父君（定悦）之志を不忘」継承したものと書いている。しかし、定次の社会公共のための「大小の事業、皆其天性に出て然る所以を知る」とも述べている。『志のぶ草』上によって見る限り、定悦が仏教に深く帰依して寺社に寄進し、また藩公に対し自発的に相応の献金をしていたことはわかるが、定次のように貧民救恤や教育、また公園づくりに

此家憲を見るに其本意全く
 父祖の志を継ぎ子孫の謀を胎す
 にありて退きては一家の基礎を
 固くし根本の孝に備進ては一國の
 富強を輔け奉公の忠にあつる者
 なれば塚本氏の子孫たらん人
 々此旨を体して一己の私利をかへ
 り見ず世間を饒益するの思ひ
 に保しこの家憲を守らば
 家道益々盛にて自他の利
 益限りなからんゆめゝ怠り
 忘るべからず

明治廿八年

十二月

勝 安芳 印

十二月
塚本定次



拠金をしてはいない。それは定悦の築いた営業基盤の上に定次・正之の共同経営宜しきを得て資金的余裕が生まれたからといえはそれまでだが、やはり定次「天性」の所為なのであって、必ずしも父子相伝ではなかったようだ。彼が「経塚本家心得」九カ条をあえて「夢の告」によるとしたのは、この辺の機微を反映しているように思われる。

余計な詮索はさておき、もしここで、「一己の私利をかへり見ず世間の饒益を思」うのは当家の「家道」の根本であるから、「当主」あるいは将来「当主」たるものをそれを弁えて、「家憲」にしたがって一門ならびに家従を統べよと勝が記していたなら、説得力のある前文となつたであろう。先に私たちは、「家道」とはなにかが改作家憲において、さらにそのモデルにおいても、多義的に用いられていることに留意したが、右のように言えば、「爪に火燈して一文の錢を惜し」むだけがこの家の「家道」ではないという主旨がはっきりとしたのではあるまいか。¹⁰ むろんこれは後知恵で、詩人氣質の海舟は歌に託した思いをこの前文にもそのまま認めたといふところか。

ところで現役海軍将官の伊東がものした前文は「凡そ天地の間皆法あらざるはなし」と書き出されており、勝のものよりやや字数は多いが、凡庸な前文である。ただ、次に抜粋する後半の条は彼と勝、また福澤、杉浦に執筆を依頼した定次の胸の内を知る手がかりを与える。すなわち、

祐享曾て之を聞く大阪鴻池氏の家を興すや当時備前乃藩儒者番山熊沢氏に就て謀ることあり熊沢氏乃ち鴻池家法数条を製し之を贈り鴻池家今に至てこれを守り家道因て盛んなりと。(ふりがな―引用者)

宮本『研究』によるとこれは訛伝だそうだが、おもしろいことに、広瀬もおなじことを明治十五年の『住友家法』前文に記している。⁽¹¹⁾ 武人の伊東すら耳にしたことがあったのだから、ましてや商人の定次が知らぬはずがないし、それを幸平から教えられたという必要はないけれども、そう考えるのは決して不自然ではない、という感じである。そうして、この伝聞こそが定次をして福澤、杉浦の許へ依頼に赴かしたものだという察しがつく。

しかし、勝、伊東に「前文」を頼んだ定次の心中は説明がつかない。とりわけ二人に同時に依頼したのは、不可解である。強いて考えるなら、勝の前文は、「此の家憲を見るに……」と、読後感風の文章になっているから、定次としては「まずい」と思い、重ねて伊東に依頼したとも考えられなくもないが、日付（明治二八年十二月）の一致から見れば同時としか考えられぬし、一日二日といったずれで伊東に「再」依頼したとは考えにくい。もしも同時発注したものとすると、

伊東・前文／勝（家憲）前文と杉浦・家憲／福澤・（家法）前文と家法⁽¹²⁾

という構成になるが、四人の思想はばらついている上に、家法に至ってはたった三カ条しかないのであるから、竜頭蛇尾の『家法』になってしまう。それとも定次は勝、伊東のどちらかを取るつもりで同時もしくは重複依頼したのか。まさか、彼がそのように不躰な依頼をする人物とは思えない。とすると、いわゆる名士好みの度が過ぎたものか。私たちにはなおお案のつかないところである。

一方、教育家の一人、福澤諭吉に営業法規ともいべき「家法」の起草を依頼したのは適切な選択であったか、という疑問がある。それは、彼が畑違いの家法づくりをなぜ引き受けたのか、その訳を探ることに等しい。節を改めてこの問題を考えてみよう。

三・五 福澤の立場

私たちは聚心庵において、左のような自作の五言絶句の揮毫が四曲屏風の第一面を飾っているのを見てきた。

積財如上山 散財如下山

財を積むは山に上るが如く 財を散ずるは山を下るが如し

熱界人多少 誰能上下山

熱界に人多少なるも 誰か能く山を上下するものぞ⁽¹³⁾

これは「詩集」（『福澤全集』第二十巻）には「偶成」とあるが、定次の大学部資金への多額の寄付金（本章註（1）参照）への感謝のしるしとして福澤の贈ったものと覚しい。福澤もまた、勝と同様、定次の慈善行為を多としていたことは疑いが無い。

ただし、得てしてありがちの皮相な解釈を避けるため、ここで二人の染筆につき一言弁しておきたい。まず第一に、勝は歳晩困窮の旧幕臣救恤のため、また福澤は義塾の維持発展のため定次の「捐金」^{えんきん}を受けたのであって、「事本と私に^{もおまけ}あらず、広く……公」⁽¹⁴⁾のためであったこと、これである。

第二に、勝と定次の交遊は夫婦連れ立ってのこの訪問や芭蕉談議からわかるように、もっぱら対価支払いを伴うものばかりではなかった。福澤と定次の交わりも同様であったようだ。彼らの交遊を「市道」（海保青陵）で割り切るのは浅墓というものである。いま一度、表1を振りかえって見れば「塚本家々法」を含めると九点の書信のうち五点は定次の依頼であり、他は写真の交換や著作の送り状であって、福澤に対して定次は心中師事していたという印象が強い。明治二五年「貧富論」（二四年時事新報連載の社説）の写本二巻を携えて定次が福澤邸を訪れ、奥書きを乞うたことは、二・三節に記したが、これはまさしく福澤への私淑の心の現れであったにちがいない。

さて、明治二八年の家法づくりである。私たちはこれまで、川崎氏の『福澤↓定次』という想定に逆って、『定次↓福澤』という方向で証拠を探し求め、定次が『住友家法』をモデルとして自家の『家法』を作ろうとしたという仮説を展開してきた。だが、彼がこの年、しかも十一月、十二月の二カ月に集中的に諸家を回って、それを作ろうとしたのか、その動機については、不問のままにしていた。

彼の心中を推し量る手がかりは、この年、彼が古希を迎えたことと、また『名家の衰亡』と題する著述をまとめたこと（『三翁』年譜）しかない。第一章で私たちが参照した『嘉七言行録』は、この著述の後記である。その本文は近江商人名家二十軒の衰亡因を列記したもので、『三井〔町人〕考見録』の近江版にほかならない。⁽¹⁵⁾

そうと知って、改めて再び表1を眺めて見れば、定次隠居（明治十八年）、正之冤罪のあと、定悦略伝添削、岩崎弥之助宛紹介状、谷合氏家政書案校閲など、（自家の）『家法』づくりへと連なるような頼みごとが並んでいくことを知る。この間、定次は過ぎ越し方を振りかえり、かつまた塚本一族とその家業の行く末に思いを致しつつ齢いを重ねて来たものと察しがつく。

二八年春には日清講和条約・三国干渉、台湾島民の反乱・軍政施行（五月）があり、さらに十月にはソウルで日本軍による閔妃殺害と、東アジアで事変が相次いでいたが、定次はそれを他目に『名家の衰亡』をせっせと綴っていたものようである。しかし秋口に入ると一転して自家の『家法』づくりのため上京したのである。これは多分に偶然の一致であったろうが、九月には三菱合資会社銀行部および住友銀行への認可が下りて十一月から営業を始めたと知れば、興味深い。小なりとはいえ、塚本合名会社（明治二六年）の将来を盤石の安きにおきたいと、定次は思い立ったのかもしれない。

もちろん同社は同族会社であった。⁽¹⁶⁾ 大住友もまたそうであった。明治二三年の『住友家法』改正は、前向きに

言えば所有と経営の分離への第一歩を記したものであるが、後向きに言えば住友家とその家従とのせめぎ合いの表われにほかならなかった。定次の胸中にも同じく割り切れぬ思いがあったに相違ない。だから彼はもっとも手近なモデルとして『住友家法』を選んだのであろう。

福澤に「家法」づくりを頼むとき、定次がのちに「家憲」を杉浦に、また前文を勝、さらに伊東に頼むという腹案を明からさまに語ったとは思えない。もしそうしたら、福澤は依頼を受けなかったかもしれない。少なくとも家憲づくりを止めるよう説得した可能性もある。なぜなら、そうと思わせる説話があるからだ。『福翁百話』（明治三十年）中の「富豪の永続」と題する第六六話である。⁽¹⁷⁾全文は本章末に付録として掲げておくが、そこに見るとおり、福澤は流行の家憲づくりを風刺しているのである。それにもかかわらず「家法」をつくりたいという定次の願いを、「人情黙止し難し」と捉えて福澤は「家法」三カ条とその前文を認めたのであろう、というのが私たちの理解である。

川崎氏指摘の第一点、すなわち「塚本家々法」——は「福澤のオリジナルとは考え難い」という指摘は正しい。ただし、このコメントは蔽密に言ってその第一条に限るものとすれば、私たちにも異論がない。定次はおそらく『住友家々法』「営業要旨」第一、二条、もしくはその合成文を書き記した一紙を福澤に示したものでらしく、その際「これは住友はんのものです、私も拳々服膺としりますので……」と、住友の名を口にしたかもしれない。福澤は著作権の確立に努力した人として知られ、他者の所説を引く場合にはたいい書名もしくは著者名を明らかにしている。⁽¹⁸⁾だが、この文章は塚本の子孫、その家従に対する私文書である以上、それを「経済学問上の要旨に適するもの少なからざるが如し」と評価し、「老主人」の経営法、「家を守るの説」の根本として「家法」第一条に据えたまでであろう。

川崎氏はまた、この「福澤案は『塚本家々法』として採用されなかつたようである」と、否定的結論を下しておられる。私たちの意見では、これは正しい結論であるから、婉曲的表現などは不要である。それどころか、定次は杉浦の改作家憲案も勝と伊東の前文案もまた不採用としたのだから、この第二点の結論は第一点とは反対に「拡張」して然るべきものである。

氏の結論は、明治二八年における、定次の三位一体の『家法』づくりプロジェクトが挫折し失敗したというに等しい。蹉跌の理由はいろいろあるが、先述のとおり四人もの知名人を動員したため思想的統一を欠いたこと、また家従が営業の実権を握り、家長または一族は経営から隔てられていた『住友家法』をモデルとしたことによる。もしも、これらの欠陥に眼をつぶって、以上四点もしくは三点を『塚本家法』としたならば、それは塚本家の実態にそぐわぬ『家法』であり、単なる名士墨跡集に墮したに違いない。これらの欠陥を克服した家法を定次自らがものするのは、五年後の明治三三年であったが、それについて論じる前に、明治三十年陽春、定次最後の東上の折の勝、福澤邸訪問について触れておきたい。

明治三十年の東上

この年四月、定次、正之、ゆき、さとの四人は連れ立って、両親の「うつしゑ」を奉じて東上、花の東京見物、次いで善光寺詣、さらに日光への旅を楽しんだ。定次、正之は七二、六六歳。二人の近江商人の妻は六五（ゆき）、五五（さと）であったが、とくにゆきにとっては初の東路であり、兄たちの東京本店を見るのもやはり初めてのことであった。旅そのものは三週間に及ぶ悠々の旅で、その一部始終は歌文に聞けたさとによって一篇の紀行文「はなの旅」としてまとめられている―のちに彼女の紀行文集『あしの若葉』（私家版、刊年不明）に収録。

それによると、東京に着いた翌々日の十七日、「兄の君（定次）は氷川の勝伯の御もとをとふらひ給ひ」、十八日には、妹二人を増上寺に伴ったあと、ひとりして「三田の慶應義塾にゆき兄の君は福澤先生をとふらひ給ひしに折あしく先生も小幡（篤次郎）氏もまさすやかと〔て〕先生の銅像に礼してかへりぬ」とある。

勝との対面で定次は、なにか家憲に関連のある話をしたであろうか。というのも、半年ほど前——『福翁百話』第六六話の新聞掲載（二十九年十月十八日）の直前か——定次は定悦の「略歴書付」を送り、その一代記を草してくるよう勝に依頼したらしい。勝は「極々短文に候へども」それを綴って送り届けている（表2最終書翰）、それはおそらくは、聚心庵内に両親木像を入れた霊洞を建てた折の祭文であったかと思われる。とすれば、定次は久闊を叙したのち家憲前文、一代記染筆の礼を述べたのち、四方山話に時を過したただけであったのかも知れない。

また一方、福澤、小幡が不在であったのは、当日、帝国ホテルで交詢社の第十八回大会があり、それに出席していたためである（『年譜』『全集』第二二巻、六八七ページ）。定次が拝礼して帰った銅像とは大熊氏広作の座像で、いまそれは志木高校にあるが、当時それが三田山上のどこに置かれていたか審らかではない。

『福翁百話』の合本が刊行されたのはこの年七月であり、定次宛書翰Ⅷ（表1）はその送り状である。定次もそのことを「雪池福澤諭吉先生書翰」の後書きに書いている。

福翁百話は先生入念の著述にて宇宙の妙理及び居家処世の心得を淳々あり此物本三十年の七月に出来たるを其九月九日小包郵便を以御送り賜る福澤先生の御芳情謝する処をしらす定次座右の規戒を為す

その六六話を読んで、定次は「これあるかな」と、膝を打ったであろうか。しかし、それも私たちには知り得

ぬところである。なお『百話』第四二、四三話は「慈善」を論じている。「貧富論」と同様、これは定次の肯綮に当たるものであったことは疑いが無い。

付・富豪の永続（六十六）

世間の富豪なる者は、新に家を興し、又は父母祖先の遺業を承けて、更らに大いに家道を拡張したる人にして、今切に此人々の心事を推察するに、自身の生涯能く家政を処理して誤るなきは、敢て自から信ずる所なれども、此財産を倅に譲り、二代三代と伝ふる其間には、何か失策はなかる可きや。

身は万年の身に非ず、況して老少不常と云ふからには、今日に居て明日を計る可らず。若し万一にも、此身の死後に、誤て家を亡ぼす者もあらんには、畢生の辛苦は水の泡に等しきのみとて、頻りに家道永続の法を思案するもの少なからざるが如し。人情として至極尤もなる次第なれども、是ればかりは人力の及ぶ所にあらず。

元来、今の富豪が今の財産を得たる所以は、本人の智力勉強に相違なしと雖も、自から高運の然らしむる所にして、其大半は、浮世の廻り合せに首尾能く相投じたる僥倖の賜と云はざるを得ず。如何となれば、人間会社に智力勉強を均し、艱難辛苦を一様にして、貧富の相違天淵も畜ならざるもの、枚挙に遑あらざればなり。

左れば、人生の偶然に得たるものは亦偶然に失ふことあり。富豪家の滅亡少しも怪しむに足らざれども、尚ほ人情黙止し難しとして永続の道を謀れば、其家に憲法の如きものを作り、家政の内外一切を挙げて親戚身寄又は所謂家来筋の会議に附し、主人をして何事も専断せしめざるの一法あるのみ。斯の如くすれば、子孫累代の中に、佞令ひ狂愚者を出すこともあるも、其狂愚を遠うすること能はざると同時に、偶ま才能ある主人を得ても、徒に虚器を擁せしむるのみにして、主人は有れども無きが如く、其智愚は以て家の盛衰に関係なくして、或は家名を永年に存するを得べし。

封建時代に、都鄙の富豪輩が能く何百年を持続したるは、凡そ是等の家法ありしが故ならん。家を重しとし主人を軽しとすれば、自から一種の便法なれども、今日は封建の時代に非ずして、社会全般の組織を異にしたるのみならず、政治上には古風を逆にして、専ら会議の流行を催はしたれども、民間の私には却て人権云々の論調を高め、一家の主人にてありながら、自から家政を裁するの権なしとは、人生の自由を妨るものなりなど称して、彼の家憲の如きも、或は実際に行はれ難きの意味ある可し。且又私製の家憲を以て主人を

束縛せんとするは、法律上にも不都合なる可ければ、かた／＼以て富豪の財産は、代々の主人の独裁に一任し、其智慧に從て興廢するの外に妙案なきことならん。

国の政事は君主專制より衆庶會議に移り、家の政事は番頭會議より主公独裁に変化せんとす。奇なりと云ふ可し。然りと雖も富豪の子孫必ずしも愚物のみにあらず、時に或は英

才を生ずるときは、巨万の資産を自由自在に運転活用して大事業を企て、一挙手一投足、以て天下の耳目を驚かすこと、專制の君主が遠征を事として群雄を圧倒するに等しきものあり可し。富家主人の親政、亦憂るに足らざるなり。

(『福澤選集』第十一卷)

三・六 定次の遺言書

明治三十三年三月一日、定次(七五歳)の認めた遺言書を前に、正之、原三(初代源三郎)、二世たち、すなわち佐兵衛、市右衛門、定右衛門(彼のみ三世)、糸右衛門、源三郎、ならびに番頭三人(正七、忠三郎、万吉)が連署の上、これに違背しないことを誓つたという。この遺言書は「一ツ」書き形式で一万字を超える長文だが、各条をかいつまんでみると次のようになるかと思う。

- 1 定悦遺書にもとづく家法
- 2 時勢に応じ家業から(同族)会社となったが……。
- 3 「御国法」の遵守。
- 4 子孫は中等教育まで、あとは実地訓練で。
- 5 同族相和して家業に励めば繁昌相続く。
- 6 商人は平生の心がけ肝心。
- 7 手代の見立て専要。「彼は我にあり」

8 旅商人は行商先の華美に染まるなかれ。

「親分の事并に処分の次第」

9 親分は一家の総親。自分のあとは同族中より。

10 「同苗」名跡。男子なきときは女子も可。

本家三軒 総領家 定右衛門

次男家 桑右衛門

別格本家 市右衛門

連家二軒 佐兵衛

源三郎

11 右五家の家費配分、非常の節は出金も必要。

12 同族中病身にて働けぬ者は二割減の給与。

13 次男までは末家。三男以下養子または手代。

14 不行跡ものは総領家でも退身。同族中から養子。

15 「末家及別家」救済、および慈善事業に出金。

16 万一家業不振とあれば自炊の覚悟せよ。

17 「縁者ども」の子弟の見習い以上は認めず。

18 「奥帳場」の資格、年嵩と器量による。

19 「投機商」いは原則禁止。

20 「公務」についても「家業と両輪」とせよ。

21 諸国へ出張の者は緊張して商いに当たれ。

22 各自居宅・家財道具を質素にせよ。

23 神儒仏、「洋学」に入れ上げるなかれ。

24 相談役は親戚別家、また手代からも選ぶ。

25 他日同族が別々になる際の店舗・金銭の配分。

26 前記五軒は、「いつまでも義兄弟たるべし」

27 「追加」「孫分家」の出資不可、準社員は可。

ひと誰しもこれを読むものは、まず1条にある「家法」の二文字に注目するであろう。そう、そうなのだ。これこそ定次がこしらえた自前の『家法』であった。

この全二十七条はほぼ三等分できる。すなわち、「1」1〜8、「2」9〜17+27、および「3」18〜26となる。
(なお、27条は追加条項で、それは二年後の三五年三月一日になされた。)

「1」は、「祖法」とでも名付けるべき条々から成る。念のために1条をそのまま引けば、

今度定悦翁御遺書に基き良慣習により家法立置に付其趣子孫永々相守り相違有間敷事

となっているからである。

もつとも2条では「時世に従ひ」、すでに「会社組織」としたものの、「是祖先の冥加なり子孫弥々難有存ず可き事」とあり、定次においては「家」ないし同族一門の自覚が強烈であって、これは最終条(26条)まで一本の

赤い糸のように貫いている。26条では、一本の矢は折れやすくとも十本に束ねれば折れないという譬えを述べ、同族五軒（本家三軒、連家二軒——10条）の「いつまでも義兄弟たるべ」きことを願っている。その前の25条ではいちおう「同族万一別々に成る」場合の資産分配に言及はしているものの、その内容は漠としており、会社解散の規定というほどのものではないのであった。

また、4条では子孫（明らかに男子のみ）の教育、修業につき「中学校又は商業学校」までと定め、さらに徴兵義務を考慮するといった、これまた「時世に従」った配慮は加えられているけれども、高学歴は不要ということとは確に定悦の遺志ではあった。このポイントは神儒仏ならびに「洋学」への「のめりこみ」を戒めた23条にも引き継がれている。

その上、3、5、6、7、8の各条は近江商人家訓にしばしば謳われているところであり、定次にとってまさしく「祖法」であったと見てよい。とりわけ質素のすすめ、奢侈の戒めは6、8条のみならず、他に16、21、22条を加えれば五カ条の多きに達しているものであり、「二太子の羽織」をまとった「富豪」の隠居に似つかわしいポイントではある。

〔2〕には「親分の事并に処分の次第」という表題が与えられている。これは三井家法（宗竺遺書）における「親分之事并仕置之次第」を想起させる。²⁰以下の十カ条は、たぶん、宗竺遺書のアダプティションなのであろう。定次自身は『町人考見録』をバイブルとしていたのだから（本章註15）、宗竺遺書をもしも早くから知っていたとすれば、迷うことなくそれをモデルとしていたであろう。「住友家憲」に「親分」、「同苗」というコンセプトはない。明治二八年の作戦失敗のあと定次は三井家法を知って「これあるかな」と膝を打ったのではあるまいか。10条は塚本「同苗」を本家三軒、連家二軒に限定し、9条では「一家総親代り」の「親分」は（自分のあと

は)その功勞により、正之、源三郎(初代)、次は総領家定右衛門、「其次は順々に歳かさなるもの兩人にて親分を相勤」めるよう述べている。⁽²¹⁾ 11条には右五軒の家費を「至当と認むるものより四五割方相増」しに定めたので、勤儉貯蓄し会社(実は家業)の不時に備えるよう述べている。

こうして「同苗」あるいは「一家」、「同族」の範囲が「血縁共同体の原理」(中井信彦)にもとづいて固定され、これら五軒は家産を共有し、一定割合で家費を受けるものの、連帯して共有の家産ないし資本の維持・増加を図るべきものとされたのである。⁽²²⁾

以下の五カ条は、各家の男子で病身、不行跡、愚鈍のものは(たとい総領家でも)退身、または隠居とする(12、14条)、また「末家、別家、縁者」とも、さらに「孫分家」の塚本共同体への関与を限定する規定である(17、27条)。

ここで興味深いのは15条で、そこには「末家及別家」の「救護」と並んで「神社仏閣学校教育等慈善事業」への出金をすべきことが記されている。ただし、それは「親分并に同族及相談役の協議による」こと、ただし「此法は一家いつ迄も繁榮の祈禱なり」という但し書きがある。慈善主義が定次生来の慈悲深い心情にもとづいたことはすでに指摘した。それはいかにも彼の徳目ではあったが、勝に前文(案)で手放して褒めちぎられては、定次も当惑したかもしれない。

さて〔3〕の九カ条は営業に関わる「家法」である。18条では東京の「奥帳場」は「一家根元の所取締りの場に付」、諸事を「引き請け生活致す」べきは、「同族の内年嵩なるもの、其器に当る者」であると規定している。さしあたりでいえば、この役は三世定右衛門・定次郎が担っており、彼は三井流に言えば、同苗も同苗、総領家の当主である。ここが『住友家法』と決定的に異なるポイントであったことはいうまでもない。

転じて、15条既出の相談役について24条は次のように規定している。(句読点―引用者)

相談役は家の守り第一の役に付、主に失有る時は諫を入れ、下に非あれば是を異見し、上下相調て、家相治める心懸専要なり。主人たるものも其相談役には其心入いたし、下への下知届く様の致方肝要なり。

と言ひ、「顧問人」は「親戚別家等^{すやく}而徳望ある人」(改作家憲第五条但し書き)からさらに一步踏み出して相談役は「手代中よりも撰出す可し」と規定している。⁽²³⁾

彼らは親分の慈善行為の相談にあずかることもあったであろうが、その主たる任務は家業ないし営業上の事項にあったと見るべきであり、したがって24条における「家」は家業と読むのが本来的であり、「主」もしくは「主人」は「奥帳場」をあずかる「当主」となる。そうして見ると、相談役は福澤が「塚本家々法」第三条においていう「補翼の人」にはかならず、この第三条はきわめて簡略ながら定次の考えを反映していたとわかる。さらに第二条も、甲府創業の労苦と定悦の遺志を尊重すべきことを、これまた一文にして謳っているから、祖法を崇める定次の心情に適うものであったと、みなせないことではないのである。

以上を要約すれば、この遺言状は宗竺遺書に範を取り、かつての兄弟商会を五家のパートナーシップに拡大、固定化した上で、その前後に祖法と営業法を配したものであった、ということが出来る。三井家法との相違は、同苗(のちの元方)に血縁のない佐兵衛家を加えたところにあり、また『住友家法』との相違は、「元方」五家のなかから経営責任者である奥帳場を選ぶものとし、親戚別家、さらに手代中から選ばれた相談役をもって当主の補佐役と定めた点である。

これは一口でいえば採長補短によって成ったものというべきであろうか。いずれにせよ、小なりとはいえ、こ

うして同族企業としての原則は買かれたのであり、また小なればこそ身軽に、三井、住友より早く、塚本商社（明治二二年）、塚本合名会社（明治二六年）という近代の衣裳を身にまとうことが可能になったのだ、と思われる。三井合名、住友合資の発足はそれぞれ一九〇九（明治四二年）、一九二一（大正十年）のことであった。⁽²⁴⁾

四 晩年の定次と塚本家訓

三井家がその家憲を制定したのは、奇しくも明治三三年七月一日であった。⁽¹⁾この年春、宿願の家法（遺言書）をまとめた定次のもとに藍綬褒章が伝達されたのはそれから一と月ほどあとのことである。「公衆ノ利益ヲ興シ成績著名ナルニ因」るといのがその理由であった。秋にはまた正之にもおなじ褒章が与えられた。⁽²⁾

現存する最後の定次宛福澤書翰Ⅷ（飯田三治代筆）は、この喜びを伝えた定次の書状と短歌への祝状である。幸いなことに、これに対する定次の返礼状が残されているので、文末にその影印版を掲げる。追記に「御笑ひ草」として定次、正之の合作の短歌二首がある。（故人みさとは誰か定かではない。）これにつき「御添削願上候」とは、歌達者の勝ならばまだしも歌作のない福澤にとっては苦笑をもって応じるほかはないところであった。勝はすでに前年一月十九日に身罷り、福澤もこの返礼状を受け取った後ほどなく脳溢血を再発し、三四年二月三日に長逝した。定次が残存する福澤書翰を一巻の卷子に仕立てさせたのはこの翌年明治三五年で、喜寿の齢を重ねた折であったことは、その後書きからわかる。また、返礼状によれば『福翁自伝』（一八九九）をも贈られており、これによって卷子前書きを記したことが知られる。

『三翁』年譜によると、定次が『志のぶ草』下を草し終えたのは死の前年三七年であったという。いかにも、こ

の回想記の最後はこの年四月の記事をもって終わっており、その末尾には次の歌二首が記してある。

鎌宮の花を見て

東路のわか木の桜うつし植て老蘇の森に咲にほふかな

河辺の花を見て

大井川いかたのうへにちる雪は嵐の山のさくらなりけり

塚本定次が亡くなったのは明治三八年二月十三日であった。行年八十歳。それに先立つこと五年、彼の認めた遺言書は、半世紀余にわたる転換期に家業を弟正之との二人三脚で（兄弟商会として）発展させてきた、その経営者精神の要約にはかならない。彼は古希の年（明治二八年）が終ろうとする秋、『住友家法』に則った自家の『家法』づくりを福澤（家法）、杉浦（家憲）、勝・伊東（前文）に分担委嘱してみたものの挫折。五年後、三井宗竺遺書を下敷にして漸く己の経営方針を遺言書の形にまとめたのである。

その冒頭には会社組織化はヴェールに過ぎぬとあり、内実では同苗五家が祖法を守って一致協力して家業の経営に当たることを望んでいる限りにおいて、それは著しく前近代的に見える。しかしながら、塚本五家のうちに血縁のない一家（佐兵衛家）を含めている点で宗竺遺書とは一線を画し、また経営責任者を同苗もしくは同族の者に限りながらも、彼を補佐する相談役は家従ないし手代から選びうる点で、血縁主義を離れて、今日「経営家族主義」と呼ばれているものに近い。この点において、少しあざとく言うなら「主君押込」めの法制化ともいえるべき『住友家法』を定次がモデルに選んだのは、二八年のプロジェクト蹉跌の一因であったことは前



塚本正之



塚本定次

の章に詳述したところである。⁽³⁾

一九一九（大正八）年、塚本五家は三年前に稿成っていた杉浦重剛作の「家訓」を伊庭貞剛ほか同郷の識者五名の意見を徴して修文の上、正式に同家々訓とした（塚本『経緯』）。それは左記の五カ条から成る。

- 一 聖旨ヲ奉体し祖先ノ遺風ヲ顕彰スベキ事
- 一 時運ニ応シテ共栄共存ノ道ヲ履ムベキ事
- 一 事業ノ経営ニハ法律ヲ遵守スト雖モ徳義ヲ根拠トスベキ事

- 一 重要ノ事件ハ同族ノ熟議ニ依ル事
- 一 疑義アル時ハ祖先以来縁故アル名家ノ意見を徴スル事

このあと、塚本合名会社は株式会社塚本商店に改組され、初代社長には塚本定次郎が就任した。なお、別に持株会社として塚本同族合名会社を設立しているから、この時⁽⁴⁾（一九二〇）、同社は名実ともに同族会社になったわけである。その結果、右の家訓は家法でも家憲でもなく、同族限りの大まかな家道の原則を謳っただけの家訓にまで単純化

されたのである。

杉浦はこの家訓制定（四月一日）のち、定右衛門家に招かれ（七月三日）、一族の者に対し「家訓に関する講話」を語っているが、かつて定次に依頼された家憲づくりには一言も触れず、自分は「御当家に於きましては、（中略）ズーッと是まで御実行になって」きたところを「数箇条の文字に現はしたに過ぎぬ」と断ったのち、労働問題に言及して「此間の調停と云ふものは、双方が詰り仁義の心を以てやって行けば、其間が自然と諒解するやうに出来て来やう」と論じている。⁵⁾

ベンサムいうところの「最大多数の最大幸福」は「唯々仁の一字に帰して了ふ」というのはこの東宮御学問所御用掛の持論であり、その倫理観の背骨であったとしても、同族企業の資本家・経営者五人にとって私的追求は仁たたりうるか、利益の社会還元はいかがすべきか、その徳義（第三条）はつねに問題含みで熟議を要する（第四条）。ところが、この家訓にはなんら具体的な方向づけもない。その点、定次遺言書（15条）では慈善を当然のこととし、抛出先、抛出額については一族総親、同族、ならびに相談役の協議によるべしと、実践的な指針が与えられていたから、当事者にとってはより有用な家法なのであった、と言わなくてはならない。

家訓最後の一条は、重要案件に関しては「縁故アル名家ノ意見ヲ徴ス」べきことを規定しているが、これは明治二八年プロジェクトの名ごりの文書を眼にした三世定右衛門たちが定次の名家好みを汲んだものか、それとも杉浦の勧告であったか、いまとなっては知りようもない。

十一日以前書翰お見え候事
先主様より以前書翰も拝見
一着進み進毫

一着進み進毫

拙主自書 寫真一系

以上書翰より表面の文章も概く

以後等よりの中一難多文句は

直話、自傳、はたか、ニッヤカ

と直橋おぼしめ、この中より一

つたり一々もぬ、直話の中は

身狀の發音と元太切なれとの

いふこと、これ等より一々もぬ

我々も字なりしつゝ一々もぬ

むて一々もぬとのこと、由未々を

これ等、梁村の百人中此二名

と年長者も八十二歳の者一人

の書翰より先主様より何事

拙主以前書翰より一々もぬ、先主様
と直橋より以前書翰も

幸りませ、 福澤宛

福澤先生に傳書中

可笑の事

諸君もゆゑこのたゞは書かす之

と直橋に里付とを言ふ様、

書翰の序も直橋やはのを、

拙主者もまきくやわ、

而たは八書翰の事、

此等

此等

註

(1) 塚本商事は一九九四年四月一日よりツカモト株式会社と社名を変更。同社は東証一部上場のアパレル商社で、資本金二六億円余。(九四年度の)年商五三〇億円。京都、札幌、大阪に支店を置き、従業員七六七名(東洋経済『会社四季報』九五年第三集)。

ここで、福澤書翰の公表、古記録の閲覧を許可された同社(社長塚本清氏)、ならびに資料の貸与、質疑への応答に当たって下さった藤堂氏に深甚の謝意を申し述べておきたい。

第一章

(2) 二人の誕生日は陰暦。また定次、正之は彼らの隠居名である。『三翁』年譜によると二人はそれぞれの還暦年(明治十八、二十四年)に家督を嗣子定次郎、清三郎に譲って隠居している。『三翁』の著者がそれ以前においても、この隠居名をもって彼らを呼んでいるのは、読み書きの煩を避けたのであろう。また、定悦、西知については法名により、隠居名を用いなかったのは、この二人が隠居名を持たなかったからである。彼ら二人は久蔵から定右衛門、佐助から佐兵衛と改名し、定右衛門、佐兵衛はそれぞれの家名となり、したがって定次、彦次郎はいわば死後襲名の格好で二世定右衛門、佐兵衛となったし、正之は定悦の生前中に桑右衛門の家名を与えられていた。したがって彼は一世または「初代」ということになる。本稿でも『三翁』の著者の筆法にならない、定悦、西知、定次、正之で可能な限り終始一貫することにした。

(3) 『志のぶ草』は、定次の綴った追憶記・回想記で、次の三部から成っている。

上 先祖(定悦)談話 三八丁

中 (西知)筆記 七丁

下 定次分、タイトルなし 三四丁

いずれも野入り半紙に墨書されており、塗抹の跡などない浄書本であり、筆写者は定次以外の誰か一人であったようだ。

これには塚本の三家(刃定右衛門家、④桑右衛門家、④佐兵衛家)に伝えられている別本三点(ただし、上、中のみで、下はない)がある。それらの筆写は浄書本より以前になされたと推定され、浄書本にはない事項(逸事、説話

等)を含む。これは浄書本の筆者の取捨選択の結果かもしれない。しかし、浄書本には別本に記載のない事項がより多く、要所には「定次按ずるに」という注記が添えられており、より充実している。

『三翁』の著者源三郎(二代目)はとうぜんこれらの別本を参照したものと思われ、浄書本を筆写したのも彼ではないかとも考えられるが確定しえない。この節(塚本前史)では、『三翁』および『志のぶ草』浄書本によるものとし、別本は用いないこととする。

(4) この一風変わったタイトルは、はじめの二、三丁ほどに、既往を顧みて自から遺憾と思う事柄を列記しているところから付けられたものである。すなわち、定悦の発病から死去までの満二年間(一八五八―六〇)看病がままならなかったこと、また明治に入って戸長在勤中、村人の相続につき官憲と言い争ったため、一八八〇(明治十三年)彦根裁判所で実刑判決を受けた(ただし兄の奔走によって無罪になった——次章三節参照)ことなど、十二、三件が簡潔書きされている。なお、ここで利用したのはワープロ・プリント版である。

この「後悔」事項のなかに「西知翁甲府行其の後発病」(一八五四)と、一八九〇(明治二三)年「株券に付引印〔西知の後継西悦〕へ不都合の言葉遣ひの事」が含まれている。彼は正論派で、時に言いすぎて、それを苦にしていたらしい。

しかしながら、以下の各丁には正之自身の年誌が書き継がれており、住吉丸の代価と西知「手持ち」のことのほか、毎年の旅商いの記録を含み、後出(注6)の「嘉七言行録」と合わせ見ることによって、開港から維新に至るこの店の営業を知る手がかりとなる。

(5) 別家、のれん分けについては宮本又次(よつと)『江州商人意識の研究』(有斐閣、一九四二)第二部第二章五「殿村家の場合」、とくに一八九九―一〇〇一ページに「わし」。そこには自己店を持たない「通勤別家」(俗に言う通い番頭)というカテゴリーを設けている。それにならって言うなら、西知はさしずめ「持船別家」となる。

(6) これは『名家の衰亡』と題する定次著述(ワープロ・プリント版)の後記「定悦〔次カ〕翁後記——一名 嘉七言行録」であり、それ自体の口述は一八八七(明治二十)年と記されている。ただし『三翁』年譜では『名家の衰亡』そのものの成稿は一八九五(明治二八)年としている。この著述の本文は子孫への戒めとして『町人考見録』にならって、没落した近江商人二十家の衰亡因や経済を定次が綴ったものである。

(7) 甲州方の手代は甲府で越年するのが「しきたり」であつたが、兵助以後は帰村することにした。これもまた一つの改革であつたわけだ。

なお、この年正之の相州下向の途上、同行の佐七が三島で「疫病」(『三翁』によれば「コロリ」〔コレラ〕)のため死亡。正之はその遺骨を甲府まで自ら運び、人をして江州の親許へと届けさせたという。

(8) 源三郎は旧姓中村原三、羽の手代であつたが、一八六三(文久三)年、定次・正之の末妹さとの婿となり、塚本の別家を立てた。源三郎はその家名である。「三翁二媼」の著者は初代源三郎・さとの次男(幼名久七。長男与七は夭折)である。後は父源三郎が定次、正之兄弟の間の潤滑油の役割を果たした、と書いている。

なお、ここで「二媼」年譜により、定悦、まきの子女の生没を掲げておく。

よね 一八二九年生、三一年没。

ゆき 一八三三年生。村田家に嫁す。長寿を保ち一九二三年没。二媼の一人。

かつ 一八三五年生。同族孝左衛門に嫁す。一八七四年没(四十歳)。

いと 一八三八年生。四一年天然痘にて没。

さと 一八四三年生。原三を迎えて別家を立て、また一八一九年淡海女子実務学校(現在淡海女子専門学校)を創立。一九二八年没(八六歳)。和歌を良くし、歌集・紀行文集を残す。

(9) 西知は一八六二年に没した。彼につき定次は『志のぶ草』下に書いている、「四十九歳より発病在宅。折々京迄(へ)登る。当年(文久二年)の春子息彦治郎(十八歳)同伴して甲府へ出向き延て八王寺迄行かれたる処、旅の勞れと外邪を感じたるより重症となり定宿倉田屋の座敷に養生せられし共療養其効なく死去をせらる、遺族悲傷かぎりなし。このあと先に本文中に引用したように、「相武州地方商ひ創業の功労忘るべからず」と結んでいる。

(10) 前者は梳毛平織地で、蘭名 *grof grein* のポルトガル訛音への当て字、「呉呂服連」とも書く。後者は細糸による薄手木綿布のポルトガル名 *canequin* の漢字表記。

(11) 『志のぶ草』下で定次、正之は政兵衛、桑右衛門と記され、割註の形で当時の年齢と後名、すなわち定次、正之が記入されている。政兵衛、桑右衛門の名は一八四七(弘化四)年、定悦(五九歳)——彼は四五歳のときから定右衛門と名乗っていた——が改名させたものである。定悦は一八六〇(万延元)年、七二歳で死んだが、この間に家督を定

次に継がせたという記録は囑目の限りでない。(したがって隠居名もない。)それゆえ、定次は一八六〇年には死後襲名の形で二代目定右衛門となっていたわけだから、一八六四年の記事では政兵衛ではなく定右衛門と書くべきところだが、三回忌を済ませたばかりの時期には、彼自身は定右衛門と名乗るのを憚り、政兵衛と書いていたのかもしれない。ところが「嘉七言行録」では弟に幼名を使い、桑右衛門も正之も使っていない。この使い分けには然るべき理由があったものか、明らかでない。

(12) 明治以降は西暦年によらず、和年号のままとする。ただし、明治五年までの月日はなお陰暦のままとする。

(13) 荒物方の扱い商品の大方はなくなり、わずかに「紙」だけが残っている。代わって、商品がななであったかわからないが、為登物(のぼせ)が加わっている。荷は便船による配送であったものか。紙担当の佐兵衛は二代目で、西知の嗣子、また勘助は京都店の再建に努めた勘介で、兄弟商会の番頭格であったようだ。

(14) 近江商人郷土館・丁吟史研究会編『変革期の商人資本』(吉川弘文館、一九八四)参照。

第二章

(1) 「雪池」は論吉の訓を取ったもので、「落款に雪池の文字の見えているのは明治十三年頃までで、其後は此字を刻した印章も用ひられなかった。現に福澤家に蔵してある『雪池』と刻した印は字面の中央を真一文字に削り去られてゐる」と石河幹明(みきあき)は『福澤論吉伝』第四卷(岩波書店、一九三二、六一六ページ)に書いている。ただし当センターの福澤遺品中には削除の跡のない「雪池」印も一、二あるが、石河は師が四十歳代なかばにはこれを廃したことを強調したかったのであろう。

(2) 卷子本前書きのうしろには、縦一〇六ミリ横六三ミリほどの薄水色紙上に右寄せで「文久二年／福澤論吉」の署名のあるものが貼られている。しかもその筆跡は福澤のものに良く似ている。

(3) 福澤筆の「初代堀越角次郎君墓誌」(『福澤論吉全集』第十九卷、七七九―八〇頁)。ただし、江戸橋上の邂逅談はやや出来すぎの話という気がしなくもない。堀越善雄『風雪』(丸文KK「文右衛門店の後身」、一九七〇)は、文右衛門が吉井宿「御役所」に提出した「人別送り」肩書のなかに他の手代二人とともに「角次郎／当年三十八歳」とあるところから、「既に文右衛門の手代として仕えて」おり、この年江戸へ「別家養子」の名目で派遣されたのではないか、

- と示唆している。これはいかにも尤らしいけれど、もしそうだとすると、角次郎は福澤や茂三郎（二世角次郎）などに粉飾談を語っていたことになる。両者の整合をつけるには、角次郎に出店させるために人別送りが必要なので（出奔人の彼は江戸では無宿であった）、江戸橋上の邂逅後改めてこの届け書を提出したと考えれば良い。角次郎は上州において一時生糸取引に手を染めていたことがあり、商いにずぶの素人ではなく、その当時を知る文右衛門がその経験を買って、江戸店の手代として角次郎を雇ったのだとすれば、若干の文飾は残るものの粉飾ではなくなる。
- (4) 前掲『福澤諭吉伝』第一巻、四七二―七五ページ、および第二巻、六六六―六七ページ。なお、前者によると、浪士を追い払ったのは、角次郎ではなく中山であったらしい。
- (5) 福澤は開港の利を説いた「唐人往来」（一八六五、『全集』第一巻「福澤全集緒言」、および『選集』第一巻所収）において「奥州辺拾万石許りの……領分で絹の売出し追々増して」好況になったと述べているが、これは角次郎あたりから聴いた情報ではあるまいか。
- (6) この紹介状の宛名は「岩崎様」とあるのみだが、岩崎弥太郎とすると、彼は明治十八年二月七日に亡くなっている。岩崎弟の弥之助宛と推定。弥太郎の嗣久弥は二十歳代で若すぎるようだ。なお本状を定次持参後に貰い受けたか、あるいは使わなかったか（定次は弥之助に面会しなかったか）、そのいずれかであろう。
- (7) 定悦の生まれた総本家浅右衛門家の当主源六の子。源六は浅右衛門を継がず、市右衛門と名乗りを変えたらしい。そして、友次郎はのち市右衛門を継いだ。
- (8) 『二嫗』年譜によると、源三郎が次男久七に家督を譲ったのは明治二四年、五五歳のときである。久七は源三郎・さとの二男で（長男は夭折）、「紅屋三翁二嫗」の著者である。そこで彼は父を原三、自分を源三郎と書き、初代、二代の書き分けを避けている。
- (9) 前出（註3）『風雪』による。なお二世角次郎につき、福澤は弔文と墓誌を書いている（『全集』第十九巻所収）。
- (10) 勝と福澤との関係が臨睡丸によるアメリカ渡航（一八六〇）以来、晩年に至るまで対立的であったことを知る人は少なくない。その二人のところへ定次が日違いとはいえ、「同時に」訪れていたということは、私たちの想像力を働かせてみたいという誘惑の種となる。その上、講談社版『水川清話』では、「塚本定次」の前に「福澤諭吉」が（編者松浦玲によって）置かれており、いっそう空想刺戟的である。しかし、この「福澤諭吉」論は明治三十年のものだそう

で、それまで定次は福澤『瘦我慢の説』に対する勝の応酬について知らなかったと思われるので、憶測はこれを慎しむとしよう。

(11) 海舟日記は勁草書房版『全集』第十八、二十一巻に収められている。ただし、講談社版『全集』第一巻解説(松浦玲)によると同巻所収の「慶応四戊辰日記」の独立性を見落して、該当年月のところへ埋没させてしまい、重複、日付重複などの誤りを犯しているという。松浦の提起したテキスト・クリティク上の問題は慶応三、四年に限られており、また講談社版は「慶応四戊辰日記」以外の日記を収録していない上に、ここでは明治期、なかんずく三一年以降を参照するので、勁草版第二巻に拠らざるを得ない。ただし「氷川清話」、書翰、歌集などは講談社版諸巻に拠ることとする。

(12) 『勝海舟全集』(講談社、一九七三)、第二巻、九八―一〇一ページ。

(13) 講談社版『全集』の註によれば、黄石は宇津木靖通の兄ではなく、弟である。

(14) 勁草版『全集』三巻、明治十七年四月十八、明治二十年九月六日、同年十一月七日の条などに散見される。

(15) この点については、西澤直子「奥平家の資産運用と福澤諭吉」『近代日本研究』十一巻(一九九四)を参照。

(16) 福澤は明治十七年にも同題の論説を時事新報に掲載している。『福澤諭吉選集』第八巻(岩波書店、一九八一)ではこれを「貧富論」(第一)、明治二四年のそれを(第二)として収載している。

(17) 小倉榮一郎『近江商人の系譜』(初版日経新書、一九八〇)／二版現代教養文庫、一九九〇)

(18) 大口勇二郎『女性のいる近世』(勁草書房、一九九五)、およびそれより二年早い、林玲子編『近世の女性』はそのような掘り起こしの試みが始まっていることを示す論文集である。

(19) 表紙には定次の筆跡で「海舟先生草稿 明治二四年／同廿六年」とあり、海舟の詩文と和歌の草稿が綴られている。

(20) 慶應大学図書館蔵の『海舟歌集』と題された写本二冊のうちの一冊分を「初期歌集」として掲載したもの。(講談社版解説)

(21) たとえば講談社版『全集』第二二巻二八一―二八三ページ。「芭蕉は、またえらい人だった。その句を味わって見るのに、みな禅味を帯びてゐて、その人品の高雅なところが想像せられる云々……」など。

(22) たとえば渡辺守順『近江商人』（教育社歴史新書一〇六、一九八六、九四ページ）

(23) 芭蕉の「解釈」とはいつでも、彼の句の釈義ではない。「いわゆる近江商人なるものはじつにその芭蕉の指導訓示によりてできたものだ」ということを定次は勝に語ったのであり、定次の話は近江商人（とくに日野商人）あたりの伝承と覚しく、勝も「……だそうな」と付け加えている程度のものである。勁草版『全集』では割註の形で該当の「追讀一話」をここに全文入れ込んでいるが、定次がらみの条は次のとおりである。「近江人某」とはむろん定次その人である。

「近江人某云、近江の豪商其の交易、売買法の如き、昔芭蕉の指示する区劃を遵守して今に変せず、近年近江の商人の商法を以て殆ど英国商人の法ありといふに至る。」

(24) 講談社版『全集』第二巻注によると、山林の基金額は『国民新聞』では「五万円」になっているという。

(25) ワープロ・プリント版。前掲の「塚本家々法」、後出の勝・前文の影印版もこれによる。

第三章

(1) ただし、塚本両家の慶應義塾大学部資本金への拠金額をチェックするため、「寄付金額領収簿」（第二号）を繰っていたところ、明治二六〜三一年の間の年賦払込で、住友吉左衛門五〇〇円、広瀬幸平二〇〇円の寄付がなされていることを知った。また伊庭貞剛も、三十年に始められた再募集（ただし大学部に限らず、慶應義塾基本金として募集）にに応じて一〇円の寄付をしている——昭和十六年三月現在慶應義塾寄付金録（一）、四六ページ。

なお、塚本両家からは、右資料では定右衛門一、〇〇〇円、衆右衛門二〇〇円となっているが、前期原簿によると、詳細は左のとおりであった。

定右衛門 二二年十月十四日、二三年十月八日の二回各五〇〇円即納。

衆右衛門 二六年十一月より三五年六月まで十年々賦。

ただし、双方とも家名をもってなされているが、住所は滋賀県神崎郡川並となっているので、実の寄付者は二人の隠居、すなわち定次、正之であったと見てよい。

前稿（1）において定右衛門（定次）の拠出金を五〇〇円としたのは、『明治廿三年五月刊行慶應義塾々員・同（慶

應義塾』寄付金者姓名録』に拠ったため、二三年十月分が見落しになったものである。聚心庵には二三年十二月十五日付で塾長小幡篤次郎、社頭福澤諭吉連名の感謝状（二三年十二月十五日付、金額一、〇〇〇円）が保存されている。

(2) この会食の年月日は明らかでない。北村は藤堂氏によれば、京都仏光寺の寺侍で、幕末・維新時には王事に奔走、明治に入ってから精養軒の支配人を務めていたことがある由。

(3) 杉浦（一八五五～一九二四）は近江膳所藩（六万石）儒者杉浦重文の次男。藩貢進生として大学南校に学び、イギリスに留学。帰国後、東大文部省に奉職したが、間もなく辞し、民間にあって国粹主義を唱道。明治十八年から日本中学を経営していた。のちには国学院学監、皇典講究所幹事長、東亜同文書院長、そして東宮御学問所御用掛（倫理科担当、一九一四～二二）を歴任した——海後宗臣『西村茂樹・杉浦重剛』（北海道出版社、一九三七）。

なお、広瀬（一八二八～一九一四）は近江八州郡八夫村（現、中主町）の医師北脇理三郎の次男。一八三八（天保九）年別子銅山勘場（事務所）給仕となり、長じて住友家江戸支店支配方広瀬儀右衛門の夫婦養子となり、明治十年住友家総理代人（のち総理事）となる。

伊庭（一八四五～一九二五）は近江蒲生郡武佐村（現、近江八幡市）に生まれ、父は和泉伯太藩（一・三五万石）代官伊庭貞隆、母は広瀬の姉。したがって、広瀬・伊庭は叔父・甥の間柄。伊庭は幼時より漢籍を学び剣に長じ、（商人ながら勤皇の士となった）西川吉輔の門に入り、京都に出た。明治五年司法省検事。のち判事となり、函館、大阪の裁判所に勤務したが、明治十一年官を辞して住友に入り、別子銅山支配人を経て、明治三三年総理事となる。

(4) 『杉浦重剛全集』第一巻所収（同全集刊行会、一九八三）

(5) 宮本又次『住友家の家訓と金融史の研究』（同文館、一九八八）七四～七五ページ。なお、以下では宮本『研究』という。

(6) これは、友忠の妹満寿（のち万寿子）が「未成年のため」（宮本『研究』七四ページ）緊急避難的な措置であったとはいえ、商家における妻がときに名前主になる事例として注目に値する。前章四節における近江商人の妻の役割とあわせて今後再考すべきポイントであろう。塚本の場合も、京都店の店名前久三郎の名前主は、開業以来永らく、定悦の妻（定次・正之の母）まさであったと、『後悔録』年誌に正之が記している。

(7) 西川正治郎は、伊庭の伝記『幽翁』（一九三一。図書出版社再刊一九九〇）において、白柳秀湖『住友物語』（一九

三二)を引用し、「重任局僚」から「傭員」下僚まで、また「主人側にさえ宰平の仕打ちを快からず思うものはあつた」と書いている。

(8) 秀湖は『中上川彦次郎伝』(一九三二)においても派閥(ないし学閥)争いの観点から財閥の消長を論じるという筆法を取っているが、武内成、明治期三井と慶應義塾卒業生(日本経済評論社、一九九五)によれば、中上川の「工業資本主義」と益田孝の「商業資本主義」の対立、また中上川の死後における益田による慶應義塾出身社員への報復人事という秀湖の見立ては実証的裏付けに乏しい。

私たちは広瀬の独裁、それへの反発がなかったと主張するつもりはないが、広く世間一般にも知られていたとまで言うのは誇大表現ではないかと思う。ただし定次はそれを聞き知ってもいたかも知れぬが、自家の『家法』に総理職を設けなかったのは、その必要がなかったからであることは、すでに本文に述べたところである。

なお、広瀬は西園寺公望や甥貞剛の説得を受け、明治二十七年十一月に総理職を辞した。また、住友家の後継者に、徳大寺実則の弟隆磨を選んで友忠妹「万寿子」とめあわせ(十五世友純)、また友忠を彦根中学、学習院に送ったのは貞剛の考えであるという。さらに、貞剛が二代目総理となったのは明治三十三年のことであった——以上いずれも『幽翁』による。

(9) 一八四三、一九一四。旧薩摩藩士。海軍大将。黄海々戦(明治二十七年九月十七日)では連合艦隊を率いて清国北洋艦隊を破り二八年十二月当時は海軍々令部長を務めていた。

(10) 改造社版『勝全集』第十巻々頭の写真版には左のような墨蹟が見出される。末尾に「乙酉(明治十八年)初夏、塚本氏之嘱」とある。この白文解説は坂井達朗氏(文学部教授)を煩わせた。記して感謝する。

智信仁勇、敵以制、敵守国。謂之良将。焉良賈之德亦猶此耶。智以知幾(あやうき)、信以為規。仁以接人。勇以決事。敵以制、五者備焉可、以広業。可以富国。嗚呼良賈可謂治世良将也耳。

欄外に「塚本定次氏藏」とあるが、これは「故……藏」、もしくは「塚本定治氏藏」の誤りか。(定治は三世定右衛門の隠居名)ただし藤堂氏によればこの墨蹟は聚心庵にはないとのこと。

(11) 同書(七三ページ)によれば、「鴻池家では家法は自ら制定していて、世話になったのは『家醜記』を具原益軒に作ってもらっているだけである。熊沢蕃山の場合は、私の調べたところでは見あたらない」とのことである。

(12) 畠山秀樹「筑豊麻生家の家法」、『大分大学経済学論集』三六巻六号（一九八五・二）によれば、同家の場合、『住友家法』にいう「家憲」を「家法」と呼び、「家法」を「家説」と呼んでいるので、住友「営業要旨」二カ条は「家説」の冒頭に置かれている。

(13) よみは富田正文『福澤諭吉の漢詩五讀』（福澤諭吉協会叢書、一九九四）二六六―六七ページによる。

(14) 引用は明治元年の「慶應義塾之記」（『福澤全集』第十九巻、三六七ページ）による。ここで彼は洋学の研究教育について語っており、引用のため省略したところ（……）は「之（洋学）を世に」という四字である。なお、この文章で福澤は慶應義塾を「会社」と呼び、彼の私塾とはみなしていない。したがって、大学部資本金の彼の拠出も（今日流にいうと）学校法人への寄付金となる。ちなみにその金額は二口計一三、〇〇〇円であった。

(15) 『名家の衰亡』の冒頭に「続（読力）考見録草稿」と題する七〇〇字程の文章がある。（ただし、その日付は明治三二年十月である。）それによると、かつて西知が定悦のため写した写本が（『志のぶ草』中）定次の愛読書となつたらしく、六十年もの間くりかえし読んだという。

(16) 塚本『経緯』によると、明治二十年に塚本商社を結成し、二六年に塚本合名へと改組（定款上は塚本商社）。なお堀江保蔵『日本経営史における「家」の研究』（臨川書店、一九八四）第六、七章は、海外の同族企業デュポンの社史につき興味ある考察を加えている。

(17) この説話が公になったのは明治二九年十月十八日付の時事新報であるが、執筆は二八年中で、第六六話は「塚本家々法」の染筆と相い前後して書かれたものと推定される——『選集』第十一巻解題（富田正文）参照。

(18) この点に関しては富田正文『考証福澤諭吉』上（岩波書店、一九九三）二七章にくわしい。

(19) 塚本『経緯』および『志のぶ草』下による。前者には二、三のミスプリがあり、また後者との間には若干の字句のちがいもある。

(20) 宗竺遺書（一七二二）、その前身ともいうべき宗寿古遺言（一六九四）、高富草案（一七〇四）については中井信彦「共同体的結合の契機としての『血縁』と『支配』」『三井文庫論叢』第四号（一九七〇・三）による。なお、矢一本は折れやすく、十本に束ねれば折れぬという教えは高利（宗寿）の論でもあった。

(21) 宗竺遺書の場合、親分は本家六軒から選ばれるものとしているが、ここでは源三郎家も可能となっている。佐兵衛は

- どうか、また文末では親分はつねに二人と規定しているようだが、定右衛門のほかに一人の意味か、判然としない。
- (22) 家費の定額は明記されていない。ちなみに明治二六年の合名会社契約書によると、資本金六十万で出資比率は定右衛門五〇%、桑右衛門二〇%、他の三家各一〇%となっている。
- (23) ただし、人は「年老ては却て物言〔ひ〕ぎこつに成〔る〕ものゆえ」相談役は五十歳代で退役させるのを原則としている。「去り乍ら年老ても健康なる者あり、又金言を心得守るものは右年限には限るまじく」、退役後も「大切の相談には相加ふべし」と、念入りなコメントをつけている。住友(広瀬宰平)のケースが頭にあったのであろうか。
- (24) 安岡重明「四大財閥」『日本の財閥』(日本経済新聞社、一九七六)四七、六〇ページ。

第四章

- (1) 前掲の安岡論文、四六ページ。
- (2) おなじ年五月九日、福澤に対しては「著訳教育の功勞」により天皇より五万円の下賜金があった。これを福澤は直ちに慶應義塾維持基本金に寄付した。
- (3) 藩社会における主君押し込めの諸相については笠谷和比古『主君「押込」の構造』(平凡社、一九八八)がくわしい。念のため言い添えるなら、福澤は主家を経営から疎外する家憲がつねに不当であるとは言っていない。彼は同族資本家のなかにも有為、敢為の人材が生じうる可能性を示唆していたのである。
- (4) 塚本『経緯』による。なお同族会社が「遅れた」企業形態であるとみなす見解は必ずしも正しくない。この点については堀江前掲書の議論を参照せよ。
- (5) 『杉浦全集』第一巻、五五八―六五ページ。

(にしかわ しゅんさく 所長、商学部教授)
(やまね あきの 福澤研究センター研究嘱託)